

福祉環境委員会記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年2月19日（水）午前10時0分～午後3時29分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（環境局）

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1. 予算第32号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 第103号議案 | 芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定の件 |

（福祉局）

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1. 予算第32号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 予算第35号議案 | 令和6年度神戸市国民健康保険事業費補正予算 |
| 3. 予算第38号議案 | 令和6年度神戸市介護保険事業費補正予算 |
| 4. 請願第3号 | 訪問介護の介護報酬引下げの撤回を要請する意見書提出を求める請願 |
| 5. 陳情第111号 | 危機的状況にある訪問介護事業所への財政的支援等を行うことを求める陳情 |

（健康局）

- | | |
|-------------|--|
| 1. 予算第32号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 第100号議案 | 地方独立行政法人神戸市民病院機構第4期中期目標の一部の変更の件 |
| 3. 報 告 | 神戸徳洲会病院医療安全管理体制の改善状況に関する「病床機能検討部会」（第3回目）での意見聴取について |
| 4. 報 告 | 新西市民病院整備基本計画の変更について |
| 5. 報 告 | 済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合による新病院の基本計画の公表について |

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	高 瀬 勝 也			
副委員長	や の こうじ			
委 員	森 田 たき子	原 直 樹	岩 佐 けんや	香 川 真 二
	高 橋 としえ	吉 田 健 吾	岡 田 ゆうじ	五 島 大 亮
	森 本 真			
委員外議員	あわはら 富夫			

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（高瀬勝也） ただいまから福祉環境委員会を開会いたします。

本日は、昨日の本会議で付託されました議案、請願及び陳情の審査、並びに報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

最初に、本日の協議事項については、追加協議事項として請願1件、報告事項2件を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため申し上げます。

なお、令和7年度予算及び関連議案に関わる事項につきましては、2月27日より予算特別委員会審査が予定されておりますので、質疑に際しましては、その旨をお含みおきいただき、効率的な委員会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さん、こうべ未来さん、つなぐさんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします請願第3号につきましては、紹介議員であるあわはら議員から、福祉局審査の冒頭に趣旨説明を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） それでは、さよう決定いたしました。

次に請願第3号及び陳情第111号につきましては、請願者及び陳情者からそれぞれ口頭陳述の申出がありましたので、紹介議員の趣旨説明の後に、口頭陳述を受けることにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（環境局）

○委員長（高瀬勝也） これより、環境局関係の審査を行います。

それでは、議案2件について一括して当局の説明を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○柏木環境局長 どうぞよろしくお願いします。

それでは、議案2件につきまして一括して御説明申し上げます。

お手元にごございます福祉環境委員会資料の1ページを御覧ください。

I議案、令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、環境局所管分につきまして御説明申し上げます。計数につきましては、100万円未満を省略して御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきまして、歳入でございますが、第25款市債、第1項市債は、施設の改修等に伴う起債承認見込みにより2億5,100万円を増額補正しようとするものでございます。

2 ページを御覧ください。

歳出でございますが、3 ページに歳出の説明を記載しておりますので、併せて御参照ください。

第6款環境費、第1項環境総務費は、職員の給与改定等に伴う2億700万円を増額補正しようとするものでございます。

第2項環境保全費は、30 b y 30推進のための環境整備として、北区山田町の自然共生サイトにおける活動利便性向上のための施設整備等に伴う5,000万円と、トイレカー導入に伴う2,400万円を合わせた7,400万円を増額補正しようとするものでございます。

第3項廃棄物処理費は、職員の熱中症対策など、勤務環境整備に伴う3,000万円とクリーンセンターの改修に伴う8,800万円を合わせた1億1,900万円を増額補正しようとするものでございます。

第4項環境施設整備費は、クリーンセンター等の改修に伴う2億1,700万円を増額補正しようとするものでございます。

4 ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正につきまして、第6款環境費、第1項環境総務費は水素給湯器実証事業300万円を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

第2項環境保全費は、30 b y 30推進のための環境整備5,000万円、トイレカー導入2,400万円、電動商用モビリティ導入補助1,200万円をそれぞれ翌年度に繰り越そうとするものでございます。

電動商用モビリティ導入補助について、今年度の補助対象は電気バスのみですが、翌年度は県と協調し、対象を電気トラック、電気バイクにも拡充する予定でございます。

第3項廃棄物処理費は、職員勤務環境整備2,600万円、クリーンセンター改修8,800万円をそれぞれ翌年度に繰り越そうとするものでございます。

第4項環境施設整備費は、クリーンセンター等改修3億2,800万円を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

続いて、第103号議案芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定の件につきまして御説明申し上げます。

5 ページから6 ページにかけて当該規約を、7 ページには、その根拠となる地方自治法の抜粋を掲載しております。

8 ページを御覧ください。

当該規約の概要について御説明申し上げます。

1 規約制定の理由につきましては、芦屋市から可燃ごみ処理の事務委託を受けるに当たり、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、規約を定めるものでございます。

2. ごみの広域処理についての基本的な考え方としまして、芦屋市とのごみの広域処理は脱炭素・環境負荷低減に寄与し、圏域における政令指定都市としての役割を果たすとともに、ごみ焼却に伴う売電収入により、本市財政に効果をもたらすものと考えております。

3. 広域処理業務の概要につきましては、芦屋市域で発生する可燃ごみを本市で焼却するもので、芦屋市は芦屋市内で大型車両に積み替えて運搬を行い、運搬先や経路、時間については、本市の計画と指示に基づいて運搬いたします。

本市は市内の焼却処理施設全体で受入れを行います。最も発電効率の高い港島クリーンセンターを主たる受入先として連携を開始いたします。

ごみ焼却に伴う売電収入は本市の収入とし、災害時でも安定して処理できるよう、連携体制を

構築いたします。

４．事務の委託の時期につきましては、芦屋市における中継処理施設の整備が必要となることから、令和12年度以降の開始を予定しております。

９ページを御覧ください。

５．これまでの経緯と今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

以上、議案２件についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（高瀬勝也） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、予算第32号議案令和６年度神戸市一般会計補正予算のうち、環境局関係分について、御質疑はございませんか。

○委員（岩佐けんや） トイレカーにつきましてお伺いいたします。一般質問でも、また決算特別委員会でも質問させていただきましたけれども、導入を決めていただきまして、災害時への備えとなることで、本当に心強く思っております。

仕様につきまして、どのようなトイレカーを導入する御予定でしょうか。

○近藤環境局副局長 当市で導入しようとしている仕様ですけれども今、南あわじ市に導入をされているトイレカーを想定しておりまして、車両寸法は全長約７メートル、幅が約２メートルの３トントラックタイプを想定をしておりまして、設備としましては男女別のトイレ、子供用のオムツ交換台、ベビーキープ、オストメイトを備えた多機能トイレ、あと垂直昇降機等を掲載する予定と考えてございます。

○委員（岩佐けんや） バリアフリー機能、我が会派からも様々求めてまいりましたけれども、搭載されてるようで本当に安心しました。ありがとうございます。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） この30 by 30推進のための環境整備で神戸里山自然共生センターを設置するということで5,000万の予算を提案されておられるんですが、この里山自然共生センター、どんなことをするかというと、ハウスを建てて、自然共生サイトで活動する市民団体や学生の拠点、休憩場所として利用したり、いろんなことのイベントに使う箱物を建てるわけなんですね。別に、絶対箱物を造っちゃ駄目だとは言わないんですけど、えてして神戸市の場合あるのは、こういう箱物を造ったけれども、あとあんまり全然使われてないみたいな、地域福祉センターの改革の議論のときに、物すごい問題になったのは、特にこういう地域に建てると、こういう建てたものが地域の人たち、地域の団体の持ち物、悪い言い方をすると私物になっちゃって、本当にNPOとか、こういう自然活動に使いたい人が、例えば、ここに訪れて使わせてもらえませんかみたいになったときに、いやいや、これはもう最初っからこの周辺の山林の保護のためとか、この地域の自然を守るためにやってんだから、そんなん、よそ者に使わせないというようなことになってしまわないか危惧しておるんです。地域福祉センターのときの議論も、私も本会議で言いましたけど、例えば、地域福祉センターの冷蔵庫なんかを自治会の人や、ふれまちの人がふだん管理してるんで、だから自分たちの食べ物を冷蔵庫に置いてたりするわけですね。

新たに、例えば、じゃあこども食堂とか料理教室とか、外の人が借りようとする、もう冷蔵庫は地域の人たちの私物で埋まってて使えませんかみたいな、食器もみんな私物ですから使えませんかみたいな、そんなことになって、実際にもう活用されなくなってきたから、今、地域協働課の

ほうで、もうこれはいかんと、制度疲労だということで抜本的な改革をされてるわけです。

だから、そもそも箱物でこういうことを進めるのがいいかどうかというのは、議論はそもそもあるんですけど、どちらにせよ、もし、こういう里山自然共生センターっていうのを造るのであれば、もう地域の人の持ち物、私物になっちゃうんじゃないくて、広く神戸市内もしくは本当に世界的に環境活動として活躍されてるような方が、神戸の山を守りたいとか、そういう活動にも使えるような、ちょっと開かれた、誰でも使えるようなものにしてもらわないと、せっかく建てても誰も結局使っていないみたいな、神戸市には往々にして、物すごいよくあることなんで、そのことをちょっとこれから管理委託するにしても気をつけてもらいたいと思うんですが、今のところの考えをお伺いします。

○**柏木環境局長** ただいま御指摘いただきました点につきまして、このたび設置を予定している地域は国の共生サイトの認定を受けまして、世界的なデータベースですね、国連のデータベースにも掲載された地域ということで、この認定を受けた背景には、継続的にこのエリアで活動・調査を行ってきた団体であったりとか、大学による、そういう活動の成果というものが評価をされて、このたび認定されたんですけど、今、実情はどうかといいますと、雨をしのぐ場所もなく、着替えをする場所もないと。そのような状況でまずこの施設を整備する1つの目的としては、今現在活動を行っていただいている団体の利便性を向上させたいという思いがあります。

それとまた一方で、もう1つ、こういった形で認定もされたことで非常に関心が寄せられてまして、企業が見学で使いたいとか、研修で活用したいというような、そういった声も多く寄せられています。そういった方々を受け入れるに当たっても、全く今はそういった更地の広場で、野ざらしの状態の説明もしていますので、そういった実質的に活動を行いやすいようにするための実務的な機能を備えた施設という一面があります。あと、このエリアには、希少な動植物とかが生息・生育しているということで、その捕獲・盗掘等のおそれもあるということで、広く一般の方に入っていただくというのではなく、基本的には職員がそのエリアを使うに当たって、それぞれの団体がどのような目的でどう使いたいのかということに関しては、相当事前に相談等、調整もした上で御利用いただくということで、幅広く、使っていただくに当たっても、職員がいろいろ聞き取りをして、その上で、基本的には職員が同行したりとか、またはもともと活動をいただいている活動団体の方とおつなぎしたりとか、そういった形を考えております。

ここでたくさんの活動をしたいという方が現れて、それぞれがバッティングしていくというのは、これはもう、うれしい悩みでありまして、将来的にそのような状況になっていくことも、もちろん望んでいるわけですが、現状はまだまだその状況には至ってなくて、活動している方々に対して、基本的にはその方に活動を継続していただくという、その思いは今持っております。ただ、利用を全て、調整も含めて団体に任せてしまうのではなくて、その利用調整は本市が主体的となって調整していきたい、そのように考えてございます。

○**委員（岡田ゆうじ）** 事業活動目的の中に市民、企業、大学、NPO、行政などのあらゆる主体と連携しとありますので、幅広く参加して使われるように、今の答弁、非常に是としますので、よろしくお願いします。

○**委員長（高瀬勝也）** 他にございませんか。

（なし）

○**委員長（高瀬勝也）** 次に、第103号議案芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定の件について御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） 昨日も本会議で質問させていただきました。基本的立場は、広域化というか、今本当に環境問題、地球環境問題等、やっぱり自治体と市民の皆さんが一緒になって、どう取り組んでいくかということが大事になっているというふうに思うんですけど、この基本的な考え方で、広域処理は圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与するものというふうに言われてますが、どう寄与しているのか、ちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○藤井環境局副局長 御説明の資料にも含めさせていただいている、その脱炭素と環境負荷と書かせていただいています。昨日も答弁の中にありましたかと思うんですが、CO₂の排出量、温室効果ガスの排出量につきましては、ごみを焼却する場所にかかわらず、どこで焼却をしても温室効果ガスは出てくるものでございます。ただし、それに伴いまして神戸市のクリーンセンターにおきましては、ごみ発電、バイオマス発電をしております、その発電によりまして、その売った電力、それを環境負荷に換算しますと、それ以外の電力、発電によります電力の消費をこのごみ発電で発電します電力でもって消費することで、環境負荷の低減につながるのではないかとこのように考えてございます。

それをある特定の自治体だけで換算するのではなくて、もう少し広い視野で、圏域として見た場合に効果が出るのではないかとこのように評価をしておるところでございます。

○委員（森本 真） それで、環境大臣の話もしたんですけども、熱回収が、まあ言うたら優先になって、どんどん燃やしたらいいんだと、燃やせば燃やすほど発電できるんだというのはおかしいですよ。燃やすよりも、分別やっていただいて——やったほうがCO₂削減効果も3倍だということだし、燃やさないで、本当にごみの問題は3Rのリデュース・リユース・リサイクルの順番で行って、なお難しい場合が熱回収というふうに言ってるんですけど、それに対しての御見解はいかがでしょう。

○藤井環境局副局長 今おっしゃっていただいた3Rの観点、熱回収するよりも、それまでにやるべきことがあるのではないかとこのように御指摘ではないかとこのように考えておりますが、それは委員おっしゃるとおりかというふうに認識をしております。

国におけます循環社会形成の推進の考え方であるとか、神戸市の環境マスタープランの中の言い回しを含めましても、まずは3Rによって、まずはそのごみの発生抑制から、それからリユース——再使用、その上で出てきてしまったものについて、さらにその再生利用——リサイクル、この考え方は基本的に持ちながら、そこででも出てきた廃棄物について広域処理、その検討をしておるとこのようなことでございます。

○委員（森本 真） それで、国全体では、昨日閣議決定で、もうひとつよくないようなエネルギー基本計画が閣議決定されたようなんですけども、環境省としては、2030年までに1日1人当たりのごみ量を減らしてくださいというふうに言われてますし、そういう点で言えば、1つは廃プラ、プラスチックのいわゆる資源化をどうするのかっていうのが神戸市でも課題になっているというふうに思います。

しかし、芦屋は、昨日も言いましたけども、今、包装容器プラスチックの分別はなくて、まあ、ごみとして、一般家庭ごみとして捨てられていると。こういうことで、まあ、これからやるんだと言われてますけども、結局、家庭ごみは神戸に捨てるんだという意識しかなかったらね、ごみの減量化もできないというふうに思いますし、2030年までに一定数というか、16%減できなかったら、今度は、いわゆるクリーンセンターの建設費の補助は、どんどん少なくなっていくみたいなことが書かれてますが、いや本当に、1つは、2030年までに神戸市として、ごみの減量がで

きるのか。そして、芦屋と合わせて、1日1人当たりだから、まあ言うたら1人1人が頑張ればいいということになるかもしれませんが、実現できるのかどうかというのは、大きな神戸市の課題だと思うんですけど、その点、実現できる——これから計画立てると思いますけど、実現する意欲があるのかどうなのか、お伺いします。

○**藤井環境局副局長** 今、御指摘もいただきました環境省からの今年度の通知によりまして、委員御指摘の2030年度までに16%のごみの削減というふうに言われてますのは事実でございます。

今回、芦屋の規約の議案に関係しての御質疑という御指摘を踏まえると、芦屋市からこのごみ処理の広域化についての議論のスタートになりましたのが一昨年になりますが、芦屋市のほうから環境施策の連携協議という申入れを受けたところからスタートしているものでございます。

この中には、今優先的に処理、手続作業しております処理施設の連携に加えまして、廃棄物の減量・資源化の項目も含まれてございます。これは芦屋市だけで取り組んでいただくわけでもございませんし、神戸市も一緒になって、減量・資源化について取り組んでいきたいと。

このたび、話は戻りますが、環境省の指摘を受けておりますのが、家庭系のごみのみならず、事業系の廃棄物も含めて人口1人当たり1日当たりのごみ量の削減という指摘も受けておりますので、今例示の中でもありましたプラスチックのみならず、食品残渣であるとか様々なごみの減量・資源化で、この検討に当たりましては、先ほど申し上げました3Rの考え方に基づいて、さらなる減量・資源化、これから取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○**委員（森本 真）** それで、関連した話で、その減量化ができなければ、国からの補助が減らされると。反対に、そこに国のほうは、ごみの有料化をすれば、関係ないですよというふうに書かれているんですけど、その点については神戸市として、この前の環境保全審議会の中でもごみの有料化という文言が出てきてるんですけども、考え方として、ごみの有料化についてどうお考えなんですか。

○**藤井環境局副局長** 必ずしも、ごみ袋の有料化が——ごみ処理の有料化が決められたものでは決してございません。あくまでもそういう通知が来ておって、そういうふうなうたわれておるといふのを御紹介したまででございます。今現在で神戸市環境局としまして、有料化のほうに突き進むという方針では決してございません。先ほど申し上げたとおり、減量・資源化によって、この目標数値を達成するべく進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○**委員（森本 真）** 環境保全審議会の審議の資料を見ると、そういう感じではなさそうに思うんです。有料化もあり得るかなというふうな書きぶりなので、それは決してやめていただきたいということと、今、廃プラスチックの話出ましたけど、昨日の神戸新聞の——月曜日の夕刊にも、プラスチック汚染が大変だと。世界的にはそうなんですけども、やっぱりそのことを取り組んでいって、やっぱり環境の先進都市神戸として、様々な取組があるわけなんですけども、プラスチックの資源化に向けてね、もうやっていただきたいし、広域化の問題は、今回は芦屋と1対1ですけども、小さな町で広域化しているところがあります。そこでは、やっぱり住民自身が何て言いますかね、ごみの問題について他人任せになっちゃうというところが多くて、自分たちの出すごみが全く他人事になってしまうというような状況が見られるところも多いんです。そういう意味で、一番大事なのは、神戸市として、このごみの問題を行政と市民の皆さんが自分の事として考えて、いかにごみの減量と地域の暮らしよい環境をつくっていくことが大事だというふうに思ってますので、こういう広域化はやめていただきたいと申して終わります。

○**委員長（高瀬勝也）** 他にございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） 図書館の相互利用でも問題になったんですけど、最初は芦屋と合意してて、こういうはずだったよねと、そうだよと、僕らこういう感じで図書館をお互い使えるようにするんだよと、間違いのない合意を結んで、神戸市民と芦屋市民の両市民にとっていい結果になると思ってたのに、いやいや、そんなつもりじゃなかったですよみたいな感じで、今、芦屋市の図書館は神戸市民は使えないけど、神戸市の図書館はそういう合意があったからといって使ってもらってるわけです。だから、えてして、そういう合意っていうのは、あつてはならないことなんですけど、何か、よく相手の都合で変えられてしまうと、そんなことじゃなかったから、もうそんななんですよみたいなことが実際図書館でも起こっているんで、私自身はその広域化、この芦屋との協力というのは、もう大賛成で、非常にいいことだと思うんですけど、この今回みたいな規定をつくる、規約をつくるのであれば、そこにちゃんと図書館のときみたいに、いやいや、そんなつもりじゃないですと。いや、全然うちそんな感じじゃないですからお断りですみたいな、話が違ったときには、もうきっぱりやめさせてもらいますと。それはもう芦屋さん、自分の責任でごみ処理やってくださいと。僕らからしたら約束違反なんだからというのを規約に盛り込んでおかないと、何か図書館のときと同じようなごみは受け入れますけど、いや、芦屋さんのほうでこうしてくれるはずだったんじゃないですかって言ったら、いやいや、そんな合意は私たちはそんなつもりじゃなかったですからみたいな感じで、ずるずるずるずる今まで続くみたいな感じになっても困るので、ちょっとこの規約だと、いざというときに芦屋に対する拒否権にならないような感じがするんですが、いかがでしょうか。

○藤井環境局副局長 今、委員が御指摘いただいた事例なんかを踏まえると、そのあたりは明文化しておくというようなことについての必要性は十分感じておるところでございます。

ちょっと補足になるんですが、今回提案させていただいてます規約の内容につきましては、事務の委託に関します、地方自治法に定めがある項目を列挙させていただいてるというふうなことでございます。裏返して言いますと、その内容のみを盛り込んだことになってます。ただし、決して明文化する事項はこの場面だけではございませんので、この議決をいただいた上で、広域連携の開始に向けては、引き続き芦屋市との協議を踏まえまして、様々な細目であるとか、そういうあたりを決めていく中で明文化をしていきたいというふうに考えております。

なお、今現在、この検討に際しまして、神戸市側に新たな施設を増強するか改築をするという予定ではございませんので、今時点では何か財政面で負担がかかるとか、今やめるというふうになっても、財政的な負担が神戸市民のみに残ってしまうというようなことは特に考えておりませんし、今御指摘のあった中で申し上げますと、例えば、約束と違うものが持ち込まれるとか、そういったことがあった場合には、廃止を――廃止じゃない、停止を、受入れの停止ができるとか、例えば事例ですけども、そういったことを細目の中に含めながら、明文化しながらしっかりと協議を進めてまいります。

いずれにしても、これまでも良好な関係で芦屋市とは協議を進めてこれたというふうに認識をしておりますので、引き続きの協議の中で、そのあたりについてもしっかりと踏まえてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員（岡田ゆうじ） 神戸市の図書館開放なんかも、今さらやめようにも、やめられないので、もうずるずる続いちゃってるんですね。だから、なかなかこういうのってやめるのは事実上できなかったり、大変だったりするんで、趣旨自体は非常にいいことだと思うし、あんまりけんか腰で芦屋さんに迫ってもいかんとは思いますが、やっぱり、そういう今現在進行形の事例が1

個あるんで、ちょっとそこは親しき中にも礼儀ありで、しっかりさせてもらうよということはやっとどこかに明記して、我々も、じゃあ、もう事業は後はストップしますということができるようになっていただきたいと思います。

以上です。

○委員（森田たき子） ごみのその有料化の関係でお尋ねしたいんですけれども、今決められて、これは決められているというふうなことで突き進むわけではないんだというふうに言われたんですけども、やっぱりあり得るというね、そういう立場に立たれてるというふうに今回の審議会の中では言われたと思うんですよね。その上で、2030年に向けて、1人当たりの削減をやっぱり目指していくんだということなんですけれども、実際、具体的に、今、家庭系のごみなどについては、市民の皆さんが非常に努力をしていただいて、減量がどんどん進んできている状況ですよね。そんな中でこういう問題について、どのように神戸市は説明をしていくのかという点。

それと、もう1点は、先ほど芦屋市がプラスチックごみについて、実際、広域化になればね、分別をしていくんだというふうにおっしゃってますけども、プラスチックについても、今言われているのは容器包装プラスチックのほうなんですよね。ということは、私たち今神戸市民が努力している製品プラスチック、これの回収について、どのように芦屋市との関係で進められているのかお伺いしたいと思います。

○柏木環境局長 先ほどからお話出てますけれども、保全審で我々が有料化を行うような、そういう説明をした覚えは一切ございませんし、現に今、有料化を行っていかうと、そういうような検討もしておりませんし、むしろそうならないように減量化を進めようとしておりますので、そのあたりはぜひ誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

その上で、どのような形で減量を目指すかということにつきましては、やはり資源化ということ、先ほどおっしゃられたとおりで、リデュース・リユース、そういったところ、その後リサイクルということで、それぞれ順番がありますから、それぞれの段階に応じて、どのようなことができるのか、今までもやってきましたけど、さらにそれをどう深めていって数字、結果につなげていくのかということ、これからしっかり議論もしていきたいと思っていますし、あとプラスチックの問題も神戸市につきましては、資源回収ステーション、この場ということで展開をしております、各都市からも神戸市の取組、非常に注目いただいているところなんですけれども、そのようなことも含めて取り組みたいですし、また芦屋市のほうは、今現在、容器包装プラスチック実施していませんけれども、製品プラスチックも含めて、今後実施をしていくという方針はもう既に市民の方に対して示されていますので、現に芦屋市の取組は、1人当たりの令和2年度の段階では芦屋市のほうが市民1人当たりの排出量というのは神戸市より多かったんですけど、令和4年度では既に神戸市を下回るような排出量になっていますし、さらに指定袋制というのを、その後に、令和4年度以降に単純指定袋を導入しています。有料ではありませんけれども、導入していますから、その結果がこれからまた1人当たりのごみの排出量に反映されてくるでしょうし、加えてプラスチック製品も含めて行うということですから、今後、国の示している16%に向けては芦屋市が相当進んでいくであろうと思われますので、芦屋市がそれに達成できるのかということ以前に、我々がしっかりと目標達成に向けて頑張っていかなければいけないというふうに考えております。

○委員（森田たき子） ぜひ、ペナルティーあるわけですから、2030年に向けての16%削減、減らしていくというふうなことを芦屋市と一緒にやってね、やっぱりその辺も話を進めてということ

なんですけども、私自身も広域化についてはやっぱり認められないし、その有料化についても反対という立場で、これからもその進捗状況をしっかりと周知徹底していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他に。

○委員（五島大亮） ごめんなさい、広域化には賛成です。申し訳ありません。

兵庫県のごみ処理広域化計画っていうのがありますよね。その中でも3Rのことにはしっかり触れられながらも、結局、全ての総合的に見た二酸化炭素の排出量であるとか、エネルギーの回収効率のことを考えると、日量300トン以上の焼却量を持つごみ処理場に集約していくべきだという考え方がうたわれていて、それはまさしくそのとおりだと思っています。焼却炉を造るメーカーの社員に私の友人おるんですけども、日本には焼却炉が異常に多いという話をされていました。データが手元にないので、どれぐらい諸外国と違うか、まあ諸外国と比べてどうという話をしても仕方ないのかもしれないんですけども、それぐらい焼却炉が多過ぎるわけなんですよ。県の計画を見ても、令和4年ベースで30か所あるんですよ。神戸市で3か所で済んでいるものが、30か所それぞれで火をたいて、要は、効率の悪い焼却炉については油を追加で入れないといけないというようなものもあるというふうにも聞いてますので、神戸市はそういうケースはないということで、非常にエネルギー効率がよくて、結果、CO₂の排出量も減っているんだということで、これすばらしいことだと思うんですよ。

芦屋さんについては、森本先生が昨日質疑の中で芦屋から言われてという話をしましたけど、これ、神戸から門戸を開いてあげた話じゃないですか。この辺の原点の話は、ちょっと今の時点では控えておきますけども、やっぱり神戸が政令指定都市として、他都市と、周辺都市と協力をしてね、いろんなことに対して取り組んでいく、このごみの処理の広域化もそうですけど、例えば三田市と消防の管制システムを一緒にやろうという話もありますし、いろんなことをやっていくのがこの神戸の役割でもあると思いますので、広域化については力強く進めていただきたいと思っていますけれども、コメントをお願いいたします。

○柏木環境局長 県もそうですし、国のほうも——環境省もスケールメリットにより省エネルギー化、また発電効率や熱利用の向上など、エネルギーの消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減によって気候変動対策に資するというふうに言っております。そういった意義のある取組を神戸市として、政令市としての役割を果たすという意味も含めまして、圏域における役割、大きな役割を果たしていくと、そういう意気込みでこの取組、ここまで進めてまいりました。今後もそういった立場で、いろんな都市との連携等を含めて進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） ではこの際、環境局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（香川真二） よろしくお願ひします。

P F A Sのことをお聞きしたいんですけど、2月10日に環境省のほうに市長が直接行っていたしまして、P F A Sに対する要望書等を環境省に——環境副大臣に手渡したというふうな報道を見ました。

私としては、もうすごくうれしいニュースであったんですが、ちょっとそのあたりの経緯とか、

どのような経緯で今回の運びになったのか教えていただきたいと思います。

○**柏木環境局長** 先日、明石市長と神戸市長、合同で国のほうに要望に行ってまいりまして、私もそこに随行してまいりました。御存じのとおり、明石川という存在がありまして、この明石川はもう神戸市と明石市をまたいで流れているという状況で、下流の明石市域には、取水場、浄水場があると、そういったところ、また上流のほうには、我々のほうで最終処分場等の状況もございますし、水質も今のところ環境暫定指針値を上回っているという状況もありまして、今そういう中で、我々できることは既に行っているんですけれども、やはり、さらなる対策を進めるためには、早期の基準設定というような、そういった国の果たす役割が非常に大きいということで、国に対して要望を行いました。

この取組に関しては、明石市の環境部局のほうから、神戸市のほうに、そういった取組を合同で行わないかということで、そういう働きかけがありまして、それについて我々もやっていきたいと思いますということで、この要望が実現したと、そういう状況でございます。

○**委員（香川真二）** ありがとうございます。局長も一緒に随行したということで、実際の、市長と向こうの環境副大臣のやり取りなんかもお聞きになられたと思うんですけど、その中で、いろいろ報道では、少し情報は得てるんですけど、報道では知り得ない情報を局長もしお持ちだったからその辺をお聞きしたいんですけど、特に、市長は産業廃棄物の集積場のところにも今回言及したというふうに報道にもあったんですが、そんなところも含めて、相手方の環境副大臣の反応とかも含めて、局長の感じたことをお聞きしたいと思うんですが、お願いいたします。

○**柏木環境局長** 産業廃棄物の最終処分場があるというのは、これはもう客観的な事実でございます。それが今法に反して何かしているかということ、それもなく、法にしっかりとのおとつた活動をしていただいておりますので、それが問題があるんだというような、そういう趣旨で発言はしておりませんが、ただ、我々今現在、任意で調査も対策もお願いをしている。ただ、国の排出基準というものがなければ、ここまでやってください、こうやってください、強制的な権限を持った取組ができないという、そういった意味で排出基準を早期に設定していただきたいという意味で、最終処分場の話もちろん出ましたけれども。

その中で、副大臣のほうからは、今現在、PFASに関しては、輸入も製造も、もうストップしているんだと。新たに発生源というものは今ないという認識をしている。それにもかかわらず、土壌の中等から排水に含まれるPFASが出てきているということは、これはやはり、今活動を行っている方に全ての責任を瞬間的に負わせて、直ちに違法であるということに関しては、一定、やはり難しさがあるんだというような、そういった話がありました。

それに対して、我々は早期に設定してほしいという思いを伝えたんですけども、もちろん、それについても中田副大臣は発言の中で、私も元横浜の市長をしておりましてから、自治体の状況についてはよく理解できますという発言がありました。今は、まずは水道水の基準設定、これを優先をして、この春には実現させていきたいです。そのような方向で議論を進めているというお話がありました。

戻りますけど、先ほどの立場、自治体の立場もよく分かりますから、今後しっかりと議論を進めていきたいという話がありました。

僅かな時間で、こちらの要望と、お言葉いただきましたので、大体報道で報じられているような中身が主たる内容になってくるということですが、少しだけ何か新しい情報があつたか分かりませんが、補足しますと、以上のとおりです。

○委員（香川真二） ありがとうございます。この委員会等でも1年以上、2年にわたってぐらいですかね、議論はさせてもらってるんで、本当に大きな一歩になると思います。

年末か年明けぐらいからいろいろこのPFASに関しても光で分解できるとか、新たな何か細菌で分解できるとか、民間企業のほうもPFASに対する処理方法、分解方法についていろいろ研究が進んできて、一定成果も上がってるような報道も出てますので、そういうところも今後期待したいなと思っています。

今日はその後、そういった新しい知見とか今後出てくると思うんで、次の委員会とかでは、そういったところも少し聞きたいなと思うので、ちょっと宿題というところがおこがましいんですけど、少し調べていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○委員（森田たき子） 私のほうからも、やはり明石川のPFASの汚染についてお伺いをしたいと思うんですが、12月のこの本会議で、この問題について神戸市が実際に行っているその取組の情報を具体的に住民の皆さんにオープンにすることを求めたことに対して、副市長さんのほうから情報などについても対外的にいろいろと発表もさせていただきたいというふうな答弁をいただきました。この中身についてなんですけども、検討されてきたのか状況をお伺いしたいと思います。

○磯部環境局副局長 神戸市のこれまでの様々な取組、布施畑環境センターも含めまして様々な取組をしておりますけども、それらについて、少しきちんとまとめてホームページの上でどなたでも御覧いただけるようにする方向で、今準備をしているところです。

○委員（森田たき子） やっぱり情報をオープンにしながらPFASをなくす、そういう立場で市民の皆さんと、そして議会とが協力をして、国に対してその対策を求めていこうという、そういう流れをつくるためにも私は必要だというふうに求めてきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

その上で、この先ほどおっしゃいました2月10日、明石市長と一緒に環境省に対して要望書を提出をされましたけれども、その要望書の中で、両市で定期的な連絡会議で情報交換を行うなど、緊密な連携というような記載がございました。連絡会議っていうのは公表されているのでしょうか。また、いつからどんな体制で、年に何回ほどこういったことがずっと行われてきたのかということについて、そしてまた、今回のこの要望書は明石市から求められて一緒に行ったんだというふうなことでしたけれども、作成はどちらがされたのか伺いたと思います。

○磯部環境局副局長 明石川の連絡会ですけども、これはPFASが問題となるよりずっと前から、明石川は上流と流域を共有して、神戸市が上流、明石市が下流という関係にあるということから、もう震災前、もう30数年前からやってる連絡会です。大体年に2回を基本としてまして、途中、もしかしたら震災で中断とかあったかも分かりませんが、年に2回、互いの水質部局が集まって情報交換している。

情報交換の内容は、例えば、神戸市から報告することとしましては明石川の流域に、例えば新しい特定工場ができましたとか、こんな苦情があつて、こんな指導しましたとか、そういったことを情報提供しています。

明石のほうからは、明石は専ら下流になりますので、どちらかというと、神戸市に対していろいろ要望みたいなことをされることが多いんですけども、そういった形でずっと30年以上意見交換をしているという状況です。

それともう1つ、この要望書、どちらが主体的に作ったかということですかね。これはお互いに顔を突き合わせながら、ああでもない、こうでもないと言いながら作ったものであります。

○委員（森田たき子） 連絡会議のその公開というのは。

○磯部環境局副局長 連絡会議のですね、これ行政間の個別といいますか、連絡会ですので、積極的に何かホームページでこれがありましたというような形では出しておりませんが、特に個別の事業者情報とかを除きまして、隠すようなこともございませんので、請求とかがありましたら、これは公開しております。

○委員（森田たき子） 要望項目の2についてなんですけれども、PFASの除去についてというのがあるんですが、ここで効果的なその除去技術を事業者に広く周知をするとともに、技術の導入に必要な費用の財政支援を求めるというふうなことがありました。神戸市としても、だったら、そういった除去に対しては、財政支援を私は率先してすべきだと思うんですけど、この点いかがですか。

○磯部環境局副局長 これはもちろん財政支援というものも入れておりますけれども、その前段として、やはり有効な処理方法というのをきっちりと示されることが大事なかなというふうに思っております。神戸市の布施畑環境センターの場合は、半ば試行錯誤的に取り組んできたという経緯がありますけれども、やはりなかなか全ての施設で試行錯誤的につていうのも難しいところがあると思いますので、一定こういった処理方法でやれば、安価にできるとか、比較的簡単にできるというようなことを、もう少し技術開発を進めていただきたいと、そういう趣旨で要望したものでございます。

○委員（森田たき子） 技術革新、これはこれから期待をしていかなければならないことです。先ほど言われてますけれども、PFASのその低減については、既に布施畑でそういったことも行ってきたし、そして民間では——民間というのか、その保全センターですね、そこでもそういった装置を入れて、提言もしてきたということが既に神戸市の中でも取り組まれてきてると思うんですよね。

だから、そういう状況の中でですから、ぜひこれについては引き続き、財政支援、神戸市としても積極的に検討していただきたいと思います。

そして、11月の測定結果、これが出ましたけれども、明石川のその全ての地点において基準値を超えるような数値、やはり高い数値が出ておりました。河川流域の事業者への調査依頼っていうのは排出源の特定に実際につながっていつているのかどうか、この辺を伺いたいと思います。

○磯部環境局副局長 これまで、884件の事業所に対していろんな調査を発送して、その回答によって、一部は現地も確認しているというところではありますが、具体的に今ここが発生源であろうなというところは判明しておりません。

○委員（森田たき子） PFASそのものを使用する、それから製造はもちろん禁止をされてるんですけども、半導体だとか、いろんな形でやはり使われているという実態があるわけですよね。そういった疑わしきという言い方はどうかと思うんですけども、事業所が実際にあるという状況だと思うんですね。だから、やっぱりそういった立場に立つての調査と私は受け止めているんですけど、この辺いかがですか。

○磯部環境局副局長 おっしゃるとおり、こういったところが使ってるかっていうのをまず把握するというのが1つの大きな目的です。この発送した884件ということで申し上げましたが、実は私どものほうですね、排水施設を持ってる事業所とか、水質汚濁防止法という法律があるん

ですけれども、特定施設と言いまして、発生源と——ほかの項目も含めてですけれども、発生源となり得る施設を持ってるような工場のリストというか、名簿はあるんですけれども、そういったところは限られておりまして、この884件というのは、業種が何かも分からない、地図上で、どうもこれは名前からして事業所らしいってところを抽出して、ちょっと言い方——雑な言い方をしますと片っ端から送ったような、そういうような調査です。

ですから、その調査の中で、お宅はどんな事業をされてますかというところからお尋ねしてるという状況ですので、初めから何か怪しいと思って送っているというわけでもありません。そうということで、まず第一歩としては、事業内容を把握。それでP F A Sが疑われるような、何かそういう薬剤みたいなものを使用していないかどうか。あと、排水はどう——ある場合はどうされてますかと、下水につながってますか、それとも直接放流されてますかと、そういうような形でお尋ねしているというものであります。

○委員（森田たき子） 調査項目については、この間、見直しとか、そういうこともされてきたんでしょうか。

○磯部環境局副局長 調査項目は基本的に同じですが、その返ってきた内容を見まして、個別にさらに詳しいヒアリングですとか、あるいは排水がありますよとかいうような話ですと、現地を見せていただいて、どういうルートで流れてるかとか、あるいは排水の漏れがないかとか、そういうことを確認させていただいております。

○委員（森田たき子） 今現在、それはそれで2月、既にもう測定もされ始めてるのか、測定したのかということだと思うんですけれども、この測定についてですけれども、11月のそういった結果を受けて、どのような対策での取組になっているのか、最後にお伺いしたいと思います。

○磯部環境局副局長 2月の測定につきましては、11月の測定地点のうち、支流で暫定指針値を下回っているところ、こういったところは一旦やめまして、特に高い濃度が検出されていた堅田橋の周辺、これは11月にかなり詳細に行いました。堅田橋の周辺100メートルぐらいの間に——100メートル、もう少しあるかも分かりませんが、その間に7地点、深さ方向も含めて調べたんですが、あまり大差のないところは今度2月は省略しまして、ただ、もうちょっと範囲を広げて追加する地点を設けて、合計18地点で採水を行っております。

それともう1つあれですかね、11月の結果を見て対策……。 （「どのような対策。」の声あり）

これは、11月の結果を見る前後から並行してやってるんですけれども、先ほどの事業所のアンケートのほかに、これはもしかしたら工場とかの排水ではないような可能性は考えられないかということで、川の中に職員がちょっと入りまして、特に堅田橋の周辺ですね、入りまして、何か不法投棄物みたいなものがないかというようなものを調査を行いました。その調査の結果では、これかというものは発見されておりません。

○委員（森田たき子） 河川の中まで調査を進めているということでね、本当に積極的に、やっぱりこの排出源突き止めていただきたいと思うんですけれども、18地点で行うっていうことは、支流とかも含め、全部で18地点という意味ですか。

○磯部環境局副局長 おっしゃるとおりです。

○委員（森田たき子） ということは、数減らしたということになるんじゃないでしょうか。

○磯部環境局副局長 11月は24地点ですので、地点数だけを見ると減らしたということになるんですが、その内訳を少し申し上げますと、支流で暫定指針値を下回っていたところ、3か所をやめました。それと、堅田橋で7地点調べましたけども、少し細かく調べ過ぎたというか、かなり細

かくやりましたので、あまり差のないところがありましたので、そこはもう少し、効率性の観点から、あまり差がないところはちょっと間を間引きまして、その代わり堅田橋の周辺でももう少し範囲を広げて地点を追加したと。それで差引きで6地点減ったということであります。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 他に御質疑がなければ、環境局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

それでは、ここで、次の福祉局が入室するまでの間、休憩とします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前10時58分休憩）

（午前11時7分再開）

○委員長（高瀬勝也） ただいまから、福祉環境委員会を再開いたします。

それでは、これより福祉局関係の審査を行います。

最初に、請願第3号について、紹介議員から趣旨説明を聴取いたします。

あわはら議員、発言席へどうぞ。

それでは、お願いします。

○委員外議員（あわはら富夫） 紹介議員のあわはら富夫です。私は請願紹介議員2名を代表して、請願第3号訪問介護の介護報酬引下げの撤回を要請する意見書提出を求める請願の紹介説明を行います。

この請願は、昨年の介護報酬の改定で介護保険制度の要と言われた訪問介護のみが介護報酬引下げになり、そのことが訪問介護職員のモチベーションの低下や、介護保険事業から多くの事業者が撤退・倒産などの事態を招いており、したがって訪問介護の介護報酬引下げを取りやめ、一旦、従来の報酬に戻すことを国に要望する意見書の提出を求めているものです。

介護保険制度が2000年にスタートして、もう25年、いろんなところでひずみも出始めています。介護保険料は制度導入の頃に比べてはるかに高額となり、介護サービスについても、特に特別養護老人ホームなどの入所条件が要介護3以上になり、総合支援制度の名で要介護1・2も、将来的には介護保険制度の対象から外されるような検討も行われております。

高齢者がどんどん超高齢化し、その数もどんどん増えていきます。今の財政負担の割合を見直し、より多くの国の負担を求める声も強まっております。

一方、介護保険制度の中で、介護を支える人材不足が指摘されています。その原因は、介護現場で働く介護職員の労働条件の悪さです。特に他の職種と比べて約7万から8万円も低い賃金で、同じエッセンシャルワーカーである介護職と比べると異常な低さです。

国会でも、この賃金格差を是正する介護・障害福祉事業者処遇改善法案が審議されております。介護人材の確保が国を挙げた課題で、その賃金を引き上げようということが言われる時期に、昨年訪問介護のみが介護報酬が引下げになりました。

請願者の団体である安心と笑顔の社会保障ネットワークは、昨年の7月から11月にかけて、訪問介護職員、訪問事業所の実態調査に取り組み、神戸市内の148か所の訪問介護事業所を訪問し

てアンケートを行いました。介護職のほとんどの人がやりがいを感じていながらも、人手不足と高齢化、報酬の低さで、いずれ辞めたいと答えた方が3割を超えたということでした。

今回のアンケートに答えた介護職員は継続している方が多く、回答には若い職員が定着しない、離職率が高い、何とか高齢者で回している旨のものもありました。

そして、今回の訪問介護の介護報酬の引下げが、今まで何とか頑張ってきた訪問介護職員の生きがいを奪い、モチベーションの低下を生み出したようです。

1月29日付の朝日新聞では、昨年基本報酬引下げで先が見えぬ、苦境の訪問介護。休廃業448件との見出しの記事が掲載をされました。その記事では、介護事業者の倒産なども含めると、784の介護事業者が介護事業から撤退したと報じました。そして、これからもその撤退は続き、在宅介護の崩壊につながると危機感が現場で広がっていると警告しています。

ほとんどの事業所は、将来に希望が見えないことで、介護ヘルパーの人材確保が難しいことが訪問介護からの撤退の理由に挙げています。

国は訪問介護事業の利益率が他のサービスよりも高いと調査結果が出たことを訪問介護報酬の引下げの理由にしているようですが、その利益率も、都市部の大手事業者や集合住宅併設型の事業所が利益率を引き上げたと言われており、36.7%の訪問介護事業者は赤字経営との調査結果が出ています。そのほぼ全てが中小の訪問介護事業者です。しかも、大手の事業者も報酬の引下げを理由に訪問介護事業から撤退する動きも強まっています。

朝日新聞の記事が警告しているとおり、近い将来、訪問介護の必要性がありながら、そのサービスを受けられない介護難民が出てもおかしくない状況です。

市福祉局も早急に市内事業者の経営実態も含めた調査を行うべきであります。今回の請願は、昨年の訪問介護報酬の引下げが介護職員のモチベーションの低下や、将来への希望を失わせ、将来人材の確保が見通せない事業者の休業や、訪問介護事業からの撤退につながり、将来的には介護難民を生み出すことにつながりかねないとの立場で、介護報酬の引下げを元に戻すことを国に求める意見書の提出を求めているものであります。

私は請願第3号の趣旨の説明をさせていただきました。どうぞ議員の皆さん、慎重な御審議をよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（高瀬勝也） 趣旨説明は終わりました。

あわはら議員、御苦労さまでした。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、請願第3号について口頭陳述を聴取いたします。

新原さん、前へどうぞ。

それでは5分以内をお願いいたします。

○請願者 失礼します。私は東灘区に住んでいます新原三恵子と申します。

請願時間が5分しかありません。早口で訴えることをお許してください。

私は母の5年、6年に及ぶ介護の体験から、介護制度についてもっと詳しく知りたいという思いから安心と笑顔の社会保障ネットワーク——略称安心ネットですが、世話役になりました。

昨年2月16日、安心ネットはこの福祉環境委員会で、今日も陳述をします菊地さんのほうから

陳述をさせていただきました。そして、在宅介護における訪問介護の重要性と、それに携わるヘルパー不足の危機感、処遇改善、そして訪問介護の介護報酬のみが引き下げられることの影響について、神戸市のほうに実態調査をお願いする陳情をしましたが、昨年、不採択になりました。

それを受けて、私たち安心ネットのメンバーは、実際に現場の声を、では私たちが聞いていこうということで、今、あわはら議員からも紹介ありましたように、昨年、本当に暑い酷暑の中、7月から11月にかけて独自に神戸市内の訪問介護事業所150件近く、主に垂水区、長田区、兵庫区、灘区を訪問し、直接事業所や職員にアンケートを依頼し、声を聞きながら実態調査をしました。

現場からは、たくさんの生の声を聞くことができました。結果は、私たちが思っていた以上の苦しい経営状態、ヘルパーの不足、低賃金での苛酷な労働実態の声でした。

また、回っていて目にしたのは、既に閉鎖状態になっている地域の事業所が増えていたことでした。看板は上がっているけど、電気は消えている。問いかけても応答がないというような施設が——事業所が増えていました。これらのことは、訪問介護報酬が引き下げられる以前でも既に起こっていたことですが、それらのことが一層加速していたように思いました。

ちょっと、現場からのその声を紹介させていただきます。本当に切実な悲痛な叫びでした。

アンケート結果で圧倒的に多かった要望は、大幅な賃上げでの人員不足の解消の要望でした。幾つか挙げさせてもらいますが、介護報酬引下げで評価されていないことが、がっかりした。本当に現実と相反する結果に憤りを覚えます。テレビなどの報道を見て信じられませんでした。人手不足の中で介護報酬まで引き下げられると、今以上に募集が困難になり、職員の離職にもつながります。訪問という仕事は、国や市から軽く扱われる仕事ではありません。在宅サービスが増える中で、減らしてはいけない仕事です。自宅に訪問し、時間が過ぎても、皆さん頑張っています。

訪問介護の報酬を下げることは大きな間違いで、完全な切捨ての政策としか考えられません。閉鎖せざるを得ない事業所が増えていきます。今後、ヘルパーが増えることは見込めません。もっと賃金を上げ、社会的に認められる職業になれば、人手不足で在宅介護はやっていけません。人がいて、国が成り立つのですから、税金をどこにどう投入するべきか、もう1度考えてほしいと思います。

人生100年時代に、介護士はなくてはならない存在ということを分かっていたきたいと思います。もうここでは紹介し切れない声がたくさん聞けましたし、集まりました。

それで、先ほどもあわはら議員からも紹介というか、話されましたが、2025年、今年の1月29日に朝日新聞の朝刊に大きな見出しが、皆さんも見られたと思います。苦境の訪問介護、休廃業448件、昨年、基本報酬引下げで先が見えぬと、現場からの声ですね。一斉退職、ヘルパー足りず。2024年の介護事業者の休廃業、解散件数は612件で前年より2割増です。7割強は訪問介護事業所事業448件です。

この実態に対して、神戸市は事業所は微増と主張されている答えをいただきましたが、私たちは現場で見聞きしてきた実態とはもうほど遠くかけ離れていました。このような状況の中で、訪問介護の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に求める請願・陳情をしている自治体が、皆さんもニュースとかで御存じだと思いますが、増えています。昨年10月29日現在、151自治体で採択され、国に対する意見書は約149本に上っています。

7月10日で、2県議会、岩手県、島根県です。そして、3政令市として、京都市、福岡市、北

九州市です。

○委員長（高瀬勝也） 陳述人に申し上げます。

既に時間が経過しておりますので、簡潔におまとめください。

○請願者 もうすぐ終わります。計78自治体で採択されています。

近畿では、吹田市が意見書を出しています。神戸市は現場からの声を踏まえて、地域の訪問介護事業所と訪問介護ヘルパーを守るために、このたびの訪問介護の基本報酬引下げを取りやめ、一旦従来の報酬に戻すことを……

○委員長（高瀬勝也） 簡潔におまとめください。

○請願者 はい。国に求める意見書を提出することを請願します。凍結するようにも、市のほうからも国に訴えてほしいと思います。

以上です。安心と笑顔の社会保障ネットワークの新原でした。よろしくお願いします。

○委員長（高瀬勝也） どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第111号について、口頭陳述を聴取いたします。

菊地さん、前へどうぞ。それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 私昨年もここで陳述をさせていただいたんですけども、そのときは、やっぱり陳情のほうの不採択ということで、実態調査をお願いしたんですが、それも断られました。私たちの団体は、先ほど新原世話人のほうからも説明されましたように、自分たちで回って聞き、アンケートで声を聞いてきました。実際に声を聞きもしました。

その中には、もう今までろくに休みも取らずに、ずっと頑張ってきたけれども、もうこの介護報酬の引下げで本当に心が折れてしまったと言って、事業所をもう閉鎖するんだっていう声も実際に聞きました。

国の介護保険にはもうがっかりして見切りをつけたんで、もうこれからはもう障害者サービスのほうに移行していくんだっていうようなお声も聞きました。

そして、アンケートにも怒りの声がいっぱいあったんですけども、もう本当に行政の人は現場のことは全く分かっていないっていう怒りの声がたくさんあったんですね。その中には、公務員になるためには1年くらい介護現場で働かないとなれないっていうシステムにしてほしいというような声もありました。

私たちは、このアンケートの結果を基に申入れ書を作成し、去年の12月9日に介護保険課ともお話をさせていただきました。そして、このたびの陳述も、この皆さんの声を基にした陳述で成り立っております。切実な市民の声なんです。

それで、1月7日に神戸市の介護保険課のほうからも回答いただきましたが、やっぱり事業所は微増しているんだっていうことで、増えているっていうお答えだったんですね。支援プロジェクトの Koube de Kai go で、介護職のイメージアップに努力しているという姿勢だったんですけども、これ以上の支援はないということなんだなということで、もう本当にちょっとがっかりしたんです。

先ほども、あわはら議員のほうからの説明もありましたように、倒産や廃業が続いております。だから、私たちの肌感覚としては、そういう感じなんですね。規模の大きなサービス付高齢者住宅に併設されているような訪問介護事業所は増えているかもしれません。けれども、本当に地域で1軒1軒自転車で行って地域の高齢者を支えているっていう訪問介護事業所、小規模の訪問介護事業所が本当に切実な経営の危機にさらされています。

結果、高齢者に介護難民が発生している状況が起きていると思います。実際に、ケアマネさんからも、もうヘルパーさんを派遣できる事業所がなかなか見つからなくて、もう10件ぐらい電話しても、なかなかないんだということで訪問を——派遣を待ってほしいということで、利用者さん、御家族さんに負担をかけているんだという声も聞いています。

本当に事業所はどこも人手不足で、特に若い人がほとんど入ってきません。先ほどの説明にもありましたように、ヘルパーの平均年齢はもう50代後半で、4割が60歳以上です。60代、70代が80代、90代の高齢者のお世話をしているということで、これが10年たったらどうなるか、皆さん想像がつくと思います。

もう求人倍率は15倍ですし、なぜかという、やっぱり仕事がしんどい割に賃金が安い、労働条件が悪いということだと思います。この頃もうマスコミや国会のほうでもこういう論議がされておりますが、コウベ d e カイゴの支援プロジェクトなんですが、就職時に介護福祉士さんに給付金が20万円、神戸市も出るんですけども、人口5万2,000人規模の新潟県の村上市も同額の20万なんですね。東京都は、介護職に月額1万円の補助をしているというような話も聞いております。もう賃金がアップすれば、介護職を希望する若い人はもっと増えると思います。

また、東京の世田谷区では訪問介護事業所自体に事業所当たり88万円の経営に対する支援があるということも聞いております。

保険者である神戸市さんは、もうちょっと、そういう予算化をしていただいて、もう強力な手だてを取っていただきたいと思っております。そういう対策を取っていただいて、神戸市は福祉のまちなんだってということで、若い人がやってきて介護職に就くような、そういったまちにしていきたいということ、切にお願いを申し上げます。

それからまた、アンケートの中にはこの加算を取ればいいということで言っておりましたけれども……

○委員長（高瀬勝也） 陳述人に申し上げます。

既に時間が経過しておりますので、簡潔におまとめください。

○陳情者 加算の事務が煩雑で、なかなか取れないという声もありました。また虐待とか、セクハラやカスハラなどの困難ケースですね、そういったところはやっぱりベテランヘルパーでしか対応ができませんので……

○委員長（高瀬勝也） おまとめください、時間が経過しております。

○陳情者 分かりました。そういうことで、こういうところには、ぜひ神戸市の公務員のヘルパーさんをお願いしたいということで陳述書のほうにも書いておりますので、ぜひ皆さんの御検討よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○委員長（高瀬勝也） どうも御苦労さまでした。

以上で口頭陳述は終わりました。

それでは議案3件、請願1件及び陳情1件について一括して当局の説明を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○八乙女福祉局長 福祉局です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案3件、請願1件及び陳情1件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、福祉局関係分につきまして御説明申し上げます。なお、説明に際しましては100万円未満は省略させていただきますので、

御了承願います。

お手元の資料の３ページを御覧ください。

１歳入歳出補正予算額一覧でございますが、歳入合計22億1,700万円、歳出合計35億6,500万円を、それぞれ増額しようとするものでございます。

４ページに移りまして、２歳入補正予算の説明でございますが、第18款国庫支出金のうち、第１項負担金、第１目民生費負担金、第２節生活保護費等の負担金で５億7,700万円を、第８節障害者福祉費負担金で10億700万円を、第10節精神医療費負担金で1,700万円を、第２項補助金、第２目民生費補助、第５節障害者福祉費補助で5,400万円を、第19款県支出金のうち、第１項負担金、第１目民生費負担金、第２節障害者福祉費負担金で５億500万円を、第２項補助金のうち、第２目民生費補助、第６節障害者福祉費補助で2,700万円を、第22款繰入金のうち、第２項第１目基金繰入金、第４節民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金繰入で1,600万円を、第25款市債のうち、第１項市債、第１目民生債、第１節民生施設整備事業公債で1,100万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

５ページに移りまして、３歳出補正予算の説明でございますが、第４款民生費のうち、第１項民生総務費、第１目職員費で給与改定等に伴い9,500万円を、第２目民生総務費で、社会福祉施設に対する運営経費の支援及び福祉避難所の機能強化に伴い４億5,700万円を、第２項生活保護費、第２目扶助費で生活保護費の増に伴い７億7,000万円を、６ページに移りまして、第４項障害者福祉費、第１目障害者福祉費で、地域生活支援事業費の増に伴い１億8,800万円を、第２目障害者自立支援給付費で、障害者自立支援給付費等の増に伴い20億5,400万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

７ページに移りまして、４繰越明許費でございますが、第４款民生費のうち、第１項民生総務費で、社会福祉施設運営支援として４億1,900万円を、鉄道駅舎エレベーター等設置補助として5,200万円を、福祉避難所機能強化として2,100万円を、第４項障害者福祉費でグループホーム等整備支援として1,000万円を、第７項民生施設整備費で老人福祉施設整備として１億6,700万円を、障害者福祉施設整備として１億200万円を、民生施設整備として5,500万円をそれぞれ翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

８ページに移りまして、予算第35号議案令和６年度神戸市国民健康保険事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

１歳入歳出補正予算額一覧でございますが、歳入及び歳出をそれぞれ22億9,100万円増額しようとするものでございます。

９ページに移りまして、２歳入補正予算の説明でございますが、第１款国民健康保険収入のうち、第３項県支出金、第１目補助金、第１節保険給付費等交付金で７億9,000万円を、第４項繰入金、第２項第１節基金繰入金で５億9,500万円を、第５項第１目第１節繰越金で14億2,200万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

また、第６項諸収入、第１目雑入、第１節給付費返還金で５億1,600万円を減額しようとするものでございます。

10ページに移りまして、３歳出補正予算の説明でございますが、第１款国民健康保険費のうち、第２項保険給付費、第１目給付費で、保険給付費の増に伴い７億9,000万円を、第５項諸支出金、第１目雑出で国民健康保険財政安定化基金への積み立て及び給付費返還金等に伴い15億100万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

11ページに移りまして、予算第38号議案令和6年度神戸市介護保険事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1歳入歳出補正予算額一覧でございますが、歳入及び歳出をそれぞれ83億300万円増額しようとするものでございます。

12ページに移りまして、2歳入補正予算の説明でございますが、第3款県支出金のうち、第1項県負担金、第1目第1節介護給付費負担金で6億5,500万円を、第4款支払基金交付金のうち、第1項支払基金交付金、第1目第1節介護給付費交付金で12億1,900万円を、第5款繰入金のうち、第1項一般会計繰入金、第1目第1節介護給付費繰入金で5億6,400万円を、第2項基金繰入金、第1目第1節その他繰入金で32億9,700万円を、第6款繰越金のうち、第1項第1目第1節繰越金で25億6,500万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

13ページに移りまして、3歳出補正予算の説明でございますが、第2款保険給付費のうち、第1項保険給付費、第1目介護サービス等諸費で、介護サービス給付の増に伴い42億7,200万円を、第2目介護予防サービス等諸費で介護予防サービス給付の増に伴い2億4,500万円を、14ページに移りまして、第4款基金積立金のうち、第1項基金積立金、第1目介護給付費等準備基金積立金で介護給付費等準備基金への積立に伴い25億6,500万円を、15ページに移りまして、第5款諸支出金のうち、第1項第1目諸支出金で国庫支出金等の返還に伴い12億1,900万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

続きまして、請願第3号訪問介護の介護報酬引下げの撤回を要請する意見書の提出を求める請願の件につきまして御説明申し上げます。

請願事項、このたびの訪問介護の介護報酬引下げを取りやめ、一旦従来報酬に戻すことを国に求める意見書を提出することでございますが、本市といたしましては、これまでも国家予算に対する提案・要望の重点項目として、福祉人材の確保、離職防止のため他の産業との給与格差を踏まえたさらなる報酬改定の実施等を国に要望しております。

国においては、介護報酬改定の効果について、令和6年度中にも様々な観点から検証しており、その中で地域の特性や事業所の規模等を踏まえた調査も実施され、今後開催される社会保障審議会介護給付費分科会で調査結果等が議論される予定です。

本市といたしましては、国の動向を注視したいと考えておりますが、現段階で報酬改定の撤回を要請する要望を行うことは考えておりません。

続きまして、陳情第111号危機的状況にある訪問介護事業所への財政的支援等を行うことを求める陳情の件につきまして御説明申し上げます。

陳情事項第1点目、訪問介護事業所は、ここ数年横ばい、もしくは微増とだけ聞いているが、現状について実態調査をし、公開することでございますが、本市といたしましては、本市のホームページで、3か月ごとにサービス種別ごとの事業者数と廃止事業所の一覧を公表しております。

陳情事項2点目、訪問介護事業所の廃業・倒産で利用者へのサービス提供が困難になった場合、ケアマネジャーの負担増に配慮し、サービス提供の体制を作ることでございますが、介護保険法において、廃止する介護事業所において、他の事業所等で利用継続に向けた連絡調整を行うことが義務づけられており、適切なサービス提供が担保されるよう、廃止事業者に対して、本市の報告を求めています。

陳情事項3点目、訪問介護事業所が、安定した経営を維持できるように、平時から、家賃・水光熱費・ガソリン代等々の経済的支援をすることでございますが、介護事業所では保険給付費と

利用者負担額により日々運営いただいております、その介護報酬は、国において経営実態等を把握した上で、介護保険法に基づき厚生労働省令で定められております。

一方、引き続き物価高騰への対応として、介護事業所等を支援すべく、国の交付金を活用し、市として補正予算案を上程しております。

陳情事項４点目、訪問介護職員の離職を防ぎ人員不足を解消するために、費用対効果の観点で、コウベｄｅカイゴプロジェクトの充実を図られたいでございますが、本市では、介護人材確保プロジェクトコウベｄｅカイゴと題して、介護業界の魅力発信や働きやすい職場環境づくりなどによる介護人材の確保・定着の取組を推進しております。

今後も介護現場の声を丁寧にお聞きし、より効果的に介護人材の確保・育成・定着を図ることができるよう努めてまいります。

陳情事項５点目、訪問介護職員が本来の業務に専念できるように、無意味・無用だと思える提出書類についての簡易化・簡略化を考えることでございますが、提出書類につきましては介護保険法施行規則等で定められており、国において提出書類の簡略化・標準化が進められております。本市におきましても、国の方針に沿って、事業所の負担軽減に努めております。

陳情事項６点目、訪問介護のみならず、介護全般における要介護者の処遇困難ケースについては、公的な介護職員を配置し、直接対応することでございますが、ケアマネジャーだけでは解決が困難な場合には、あんしんすこやかセンターが本市からの委託事業として支援を行っております。

必要な事案については、区役所も関わりながら、関係機関と連携して支援しています。

以上、議案３件、請願１件及び陳情１件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（高瀬勝也） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、予算第32号議案令和６年度神戸市一般会計補正予算のうち、福祉局関係分について、御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、予算第35号議案令和６年度神戸市国民健康保険事業費補正予算について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、予算第38号議案令和６年度神戸市介護保険事業費補正予算について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、訪問介護事業所の介護報酬引下げに関連いたします請願第３号及び陳情第111号について、一括して御質疑はございませんか。

○委員（香川真二） 請願や陳情の趣旨・要旨に書いてあるところですね。そこで少し確認させていただきたいことを何点か質問させていただくんですが、まず訪問介護の基本報酬は下がったっていうのはこれは事実だと思うんですね。ただ同時に、前からも言ってるように処遇改善手当が引上げになってますよね。これは私はセットで、やはりその報酬だというふうに捉えてはいるんですけど、今回報酬、６月で改定があったんですが、そこから売上げっていうのが、事業所での売上げ、これが下がってるのかどうかというのが、もし分かれば教えていただきたいと思います

が、いかがでしょうか。

- 若杉福祉局副局長 今般、報酬改定を行いまして、その改定の効果であったり、影響という部分につきましては、関係団体等との意見交換、あるいは先ほどネットワークさんのお話にもありましたけれども、そういったいろんな声をお聞きするというような場を設けているところでございます。

事業者の売上げというところでございますが、まず全体的な状況で申し上げますと、報酬改定後の報酬、サービス供給の部分で申し上げますと、昨年度の改定前の状況との比較になりますが、令和6年6月から11月までの訪問介護の報酬請求の状況で、昨年度の同時期の状況の比較でございますけれども、まず訪問介護の利用者数、また利用者1人当たりの報酬請求額につきましては増額の傾向ということで、全体の状況としては増額の傾向というところでございます。

また各事業者団体との意見交換の中で、これはちょっと団体の内部での数字ということで、詳細はこの場でお出しするのはちょっと控えさせていただきたいんですけれども、処遇改善を除いて、売上げがどうかという部分につきましては、その団体のアンケート結果でございますけれども、増収した事業が約3割程度、減収したところが40%程度ということで、増収と減収、それぞれ事業所の状況によってあるというふうなところもお聞きしております。

- 委員（香川真二） ちょっと確認なんですけど、処遇改善を除いたら増収3割、減収4割っていうことなんで、そこは恐らく事業所での経営努力をされたりとかっていうところで、多分差が出てきてるのかなと思うんですね。いわゆる基本報酬下がってるんで、そのままのやり方でやれば減収するのは当然、そのままの状態で推移したら減収するのは当然なんですけど、例えば、効率化をして、1人当たりの件数を上げていくなどの、そういったことを努力すれば、3割上がってきたのかなというふうに、ちょっと推測するんですけど、そういった中身について、ちょっと分かるところでいいんですけど、教えていただけますか。

- 若杉福祉局副局長 中身の部分につきましては、今委員おっしゃられましたように経営努力というところで効率化であったり、また人件費の構造が変わっているというふうなところもあるかと思います。それぞれ個々の事業所によって状況が異なる部分もありますので、傾向として今こうだということまでは持ち合わせてない部分はございますけれども、そういったところでございます。

- 委員（香川真二） もう1点確認なんですけど、処遇改善を入れて報酬を見ていくと、先ほど言われたように上がってるっていうことでいいんですね。令和6年の報酬改定前と改定後では上がってるっていうふうなことでいいんですね。

- 若杉福祉局副局長 報酬請求上の状況を把握したところ、1人当たりの給付費っていうのは増えているというところです。ただ、これ全体としての給付費の状況ですので、個々の事業所の売上げがどうなっているかという詳細の部分についての把握ではないということで申し添えます。

- 委員（香川真二） 分かりました。給付費だから、その1人当たりの方が使った訪問介護のサービスで、利用料みたいなのですね、それが上がってるということですね。分かりました。

あともう1点、やっぱり今回の報酬改定で意図してるところは、基本報酬は下がったんだけど、処遇改善は上げてる。処遇改善というのは、働いてる社員と言ったらいいかな、従業員の方に——ごめんなさい、従業員という言い方じゃない——直接労働をされている、現場で働いてる方に直接行く賃金ということですので、この報酬改定をする前の段階では訪問介護事業所は利益率が高かった。だけど賃金が安いということが現場から上がってきた。だから、報酬を事業所に

渡すんじゃなくて、直接労働している人たちに渡そうということで基本報酬を下げて、処遇改善を大きく上げた、その意図で合ってますよね。

○若杉福祉局副局長 その認識で、はい。

○委員（香川真二） あともう1点、ごめんなさい。今働いてる方の賃金が安いっていうふうに言われてはいるんですけど、処遇改善というのは最低賃金に含まれないと思ってるんですけど、例えば、今最低賃金、兵庫県、昨年10月で上がったと思うんですけど、それに対してプラス処遇改善手当、幾らか、100円とか200円とか、事業所によっていろいろ違うとは思いますが、そういったプラスアルファの賃金として払われてるということによろしいですか。

○委員長（高瀬勝也） すみません、香川先生、もう1度お願いします。

○委員（香川真二） すみません、ちょっとややこしい質問になった、多分。

事業所側から払う労働者の人に対する賃金ですよ、それは例えば今、兵庫県1,052円っていうのが最低賃金だと思うんですけど、それプラス処遇改善手当が直接それは処遇改善は労働者の人たちに払わないといけないので、プラス100円とか200円とか、そういう事業所ごとに決めて払われてるんで、労働をされてる方には1,100円であれば1,152円っていうお金が払われてるということですよねっていうのは、最低賃金含まれませんねっていうことを確認してるんですけど。

○八乙女福祉局長 申し訳ありません。ちょっとそこまで考えたことがないので、改めて確認させていただきたいと思うんですけども、最低賃金の場合は時給換算の話になってくるので時給で働いておられる方と月額で働いている方もおられると思いますので、私の感覚でいくと、処遇改善についても、報酬の中に含まれるとは思いますが、当然のことながら、月収、年収の中に入ってくるとは思うんですけども、ちょっとその視点で改めて確認して、後ほど報告させていただきます。申し訳ありません。

○委員（香川真二） ありがとうございます。恐らく、僕の認識だと、処遇改善は直接労働者の人に払うんで、最低賃金に含めちゃいけないというふうに認識で思ってますんで、そのプラスアルファ部分だと思うんですね。ですから、処遇改善をぜひとも多くの事業所に取ってもらいたいですよ。そうすると、労働者の人たちにとっては、賃金が上がるじゃないですか。賃金が上がれば、皆さん、働いてる人も喜びにもなるし、人材不足っていうところの1要因がそこで解消されると思ってるんですね。だから、処遇改善手当を取れてない事業所があるんだということだったんですけど、その処遇改善手当がどれぐらいの率で取れてないのか。取れてないところの理由は何なのか、もし把握していれば教えていただけますか。

○三和田福祉局監査指導部長 処遇改善の加算なんですけれども、例えば訪問介護事業所で、今、1月末現在で神戸市内に事業所数が632ございますけれども、休止中のところを除きまして、今未取得になっておりますのが66事業所、約1割弱となっております。

また、4月時点で現存してた事業所のうち、今も取得できてないっていうところが51ほどございまして、徐々に加算の取得っていうのは進んではいっているんですけども、一方でまた新規に指定をした事業所なんかですと、最初はちょっと初めてこの業界に参入してきて、まだよくちょっと処遇加算の取得のその仕方が、難しい加算まで取るのが、ちょっといきなりは難しいかなということで、一旦加算を取らずに様子見て、ちょっと慣れてきてから加算を取得したいとおっしゃるところもありますので、徐々にこれまで取ってなかったところが、いろんな加算の取得促進事業等を通じまして、加算の取得は進んではいっているんですけど、また新しく事業所ができて、そこがちょっと様子見で取らずに慣れてきた頃に取られるっていうことで、その繰り返しを

しているような状況でございまして、なかなかちょっと、いきなりそこまで、いろいろ整備していただくような要件等もございますので、それを全てクリアするのがちょっといきなりは難しいといったところが理由として考えられます。

○委員（香川真二） ありがとうございます。かなり進んできてるっていうのは僕今聞いて驚いたというところはあるんですけど、もっと取れてないのかなと思ったんですけど、6月に報酬改定あったときなんかでも、処遇改善の手当の申請にですね、監査指導部のほうもすごく分かりやすい説明書というか、やり方のマニュアルを作ってくれたりとか、あと直接、どう言うんですかね、聞きに行ったら、その書類の作成を一緒にしてくれたりとか、どうも今、出張でもやってくれてるとか、本当に取組に尽力していただけてるなと思ってます。これをしっかりと取れば、恐らく基本報酬下がった分の同等——前回の報酬改定の前の同等か、もしくはそれ以上のところに売上げを上げることができると思ってますので、これをしっかりと取ってもらふことのほうが、今この報酬改定を戻してもらふとか言って、すぐにはできないことなんですけど、この処遇改善手当はすぐにできることですので、今苦しい事業所を救っていく1つの手段、これしかないかなと思ってますので、ここをできるだけ、事業所によっては書類提出が大変だとか、あとはキャリアアップのああいった仕組みをつくらないといけないということで、少し手続が大変だったりとかいうこともあると思うんですけど、そこをできるだけしていただきたいなと思います。

もう1個、最後、1点確認なんですけど、この請願に書いてあるところの最後の部分なんですけど、この介護報酬の引下げ、この改定が昨年6月にあったんですけど、こういう、どう言ったらいいんですかね、報酬を、過去に改定があったのを戻すとかいう事例があったのかとか、現実これが、意見書を出したことによって戻る可能性があるのかとか、その辺何か、過去の事例も含めてなんですけど、教えていただきたいと思います。

○若杉福祉局副局長 報酬がこういった形で見直しに至ったということは過去、例としてはございません。

○委員（香川真二） ありがとうございます。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（森本 真） まず最初に、陳情者がるる述べられましたけど、世田谷区で88万円事業所に支援をしているというお話がありましたけれども、これはどういう理由で出されているのか御存じでしょうか。

○若杉福祉局副局長 恐れ入ります。世田谷の状況については、ちょっと今詳細を把握している資料ございませんので、控えさせていただきます。

○委員（森本 真） ホームページ開いてもらったら載ってるんですけども、福祉人材の確保と安定経営のための緊急事業者支援ということで、訪問介護は1事業者当たり88万円っていうふうになってるんです。何でこんないっぱい出すのかっていうことで、その文章を読んでみますと、世田谷区には1,500以上の高齢者・障害者施設が運営されてて、生活を支え、欠かすことのできない介護福祉の仕事が、現在働く世代の減少や物価高騰等の社会状況の急激な変化を背景に、深刻な人手不足、経営状態で悩んでいます。今後も福祉サービスのニーズが高まっていく中で、人材の確保・定着・育成の支援が必要となる一方で、令和6年度の国の報酬改定は全体として介護1.59%、障害1.12%の引上げにとどまり、こうした介護福祉業界が直面する切実な現状を踏まえた内容になっていなかったと。その中で介護保険制度の訪問介護に係る報酬が2から3%程度引

き下げられたこともあり、令和6年度上半期の介護事業所の倒産件数は、介護保険制度の施行以降最多となる危険な状況に至っていると。

で、世田谷区は福祉人材の確保や経営に必要な経費を補い、区民に必要な福祉サービスの事業継続を支えるために、給付金の支給を実施しますと。

訪問介護だけでなく高齢者施設の居宅サービス事業所や通所・入所施設、障害者の居宅系サービス事業所や入所・通所施設にも、金額ベースでは88万円じゃないですけども、出しますよということになってるんですけど、神戸市も今、世田谷区と同じような状況があるんじゃないかと、そういう認識に立つべきじゃないかと思ってるんですけど、いかがでしょう。

○若杉福祉局副局長 全体として介護人材の確保、また定着・育成という部分の課題認識としては、世田谷区に限らず全国的に同じ状況であるというふうに認識しております。

そういった中で、今、世田谷区の御紹介いただきましたけれども、やはり世田谷区と神戸市ではサービスの提供体制、また高齢化の状況、また事業者の置かれている状況等々、様々相違点もございますので、一律に同等と考えるのが妥当かどうかというのはちょっと留保したいところもございます。

ただ、いずれにしましても、前提となる人材確保・育成、この点については非常に我々としても危機感を持っているというところで、その点の認識は一致しているということでございます。

○委員（森本 真） それで、陳情の1番目に訪問介護事業所の倒産というか、事業所数がどうなってるんだというので、ホームページに公開されてますということなんですけど、10月から12月の四半期の掲載で、今、だから去年の10月から12月なんです。これ年を越すと前の分が消えちゃうので、消さないようにしてほしいと、これ要望しておきます。どれだけ年間で減ってるのか全然分からないので。

それで、それを見ると、全体で22事業所で訪問介護8事業所の廃止——廃止届出してるから、実質動いてないところは含まれてないわけですけども、届出を出してやめるっていうところは入ってないんですけど、やっぱりこの間増えてるっていうのは、これまでの委員会の審議でも明らかになってます。この廃止届を出すときに、その理由で、例えば、先ほど世田谷区が書いてるような人材不足なんだとか、報酬が引き下がって経営難だとか、そういうようなことは何か書くところあるんですかね。もう廃止届、廃止しましたってメール送ったら終わりなんですかね。

○三和田福祉局監査指導部長 事業所が廃止届を提出する際には、廃止理由を記載を——自由記載欄となっておるんですけども、書いていただくことになっておりまして、その中で去年の4月から今年の1月までに廃止した事業所に理由を——書いた理由を分類しますと、一番やはり多いのが人材不足となっております。その次に多いのが、廃止する際に経営を、事業譲渡とかそういうものもありますので、法人の経営方針によるものというのがその次に多くて、3番目に多いのが経営不振ですね。倒産にまで至られたかどうかというところは、ちょっと我々では承知してないんですけども、経営が苦しいといったところで廃止をされる事業所も一定いらっしゃると思います。

以上でございます。

○委員（森本 真） それもちょっと分類していただいて、サービス種目別にちょっと情報提供していただきたいと思います。

全国的な傾向では、やっぱり、特に訪問介護事業所がいわゆる基礎自治体というか、自治体からなくなる。兵庫県下でも1個しかないところが出てきているというような状況です。ただ、都市部では入れ替わりというか、先ほど経営方針が変わったというか、譲渡とか、いろいろも含め

て、微増だというのも、調べれば分かるわけですが、やっぱり苦しい状況が変わらない。人材不足っていうのも大きな問題になってます。

それで、これは前にも質問したんですけど今、保育士さんとか幼稚園の先生は神戸に来てくださいと、神戸なら「6つのいいね」ありますよということで、こども家庭局中心に頑張っておられるんです。

福祉局のほうはコウベ d e カイゴなんですけど、この差がね、すごい差があるなと思うんです。「6つのいいね」を簡単に言いますと7年間で160万円最大支給しますと。2つ目は、月額最大で10万円の家賃補助しますと。奨学金の返済は月5,000円補助します。お子さんの保育料が年間半額になります。パート復帰で10万円支給します。資格費用の勉強を半額助成します。これが「6つのいいね」なんです。これが保育士さんや幼稚園教諭にできて、何で介護職でできないのか。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○若杉福祉局副局長 介護人材の育成・確保・定着については、コウベ d e カイゴという格好でパッケージ化したものとして、施策として行っているところでございます。委員、今御紹介いただきましたように、保育士の「6つのいいね」と比較してどうかというところでございます。個々のものについては差があるというところは、もう否定できない部分はございます。この点については、やはり我々コウベ d e カイゴにつきましては、事業所のニーズ、どこにあるのか、また、定着・育成についてどういう施策を展開していけば、より効果が上がるのかというのは、これはコウベ d e カイゴとして展開を始めて、それ以前からもちっと確認といいますか、検証しながら進めてきているところでございます。

いずれにしても、人材確保というのは、もう今だけではなく、今後に向けての大きな課題でございますので、不足している部分、あるいはニーズとマッチしていない部分っていうものについてはしっかり把握しながら実施する、効果が上がる施策を展開していきたいというふうに考えております。

○委員（森本 真） いや、あのね、あまり答えになってないんですよ。何で福祉人材としてね、福祉人材というか、医療や介護とか保育とか、福祉人材として働いている皆さん、ケアワーカーとして働いている皆さんで、神戸では保育士や幼稚園教諭の皆さんが、公私が——私立も含めて働く、働きに来てくださいますよ。神戸に来たらこんな「6つのいいね」がありますよというふうにうたってるわけでしょう。それをコウベ d e カイゴでもうたっていただきたいと、同じ神戸市の施策で困っているのは、特に今福祉人材のほうに困ってるじゃないですか。福祉、障害者や介護で働く皆さんが。これをやってもらったらね、集まりますよ。だから、それがなぜ、こども家庭局ができて、福祉局でできないのかっていうのは、なぜですか。

○若杉福祉局副局長 保育に比べて福祉、介護人材がより喫緊ではないかという点については、どちらも喫緊の課題やというふうに認識しております。内容的に遜色がある、あるいは違いがあるという部分についてはこれから埋めていくということが必要かと思えます。

介護人材の定着・確保・育成、コウベ d e カイゴについて、どのようにPRして、どのように働く職員の皆さんのモチベーションを上げていくことにつなげていくかということについては、情報発信の仕方も含めて、やはり課題があるというところはございますので、そういった面も含めてしっかりと検証して展開していきたいと思えます。

○委員（森本 真） この神戸のいいねっていうのは、ちょっと、もう終わりますけど、市長もやっぱり賃上げが必要だと。賃上げて、いろんな手段がありますが、香川委員は報酬の加算で

賃上げができるんじゃないかというふうに言われましたけど、もともと、もう介護報酬自身が低い上に、人で動いている職場なんですよ、福祉とか医療とかね、保育士さんもそうですけど。そういう、今ケアワーカーの皆さんが大変低賃金で困っている。保育士さんもそうだったのを、やっぱり国にも働きかけて、改善してきて、神戸市でも保育士さんがいない、何て言うかな、保育所に入れないような待機児童が増えた時期もあって、大変だというのは、こういうふうになってきたんです。今は本当に介護の世界もそういうふうな状況になってる、なってるっていうか、なって、何で保育士だけっていうか、保育士さんは「6つのいいね」で、コウベ d e カイゴはサービス少ないんですよ。ちょっとしかないんです。だから、家賃補助も若干あるけども、奨学金の返済とか、パートで復帰したら10万円とか、資格の費用とか、大きなやっぱり7年間で最大160万円も収入が見込めるっていう、アップできるっていうようなね、今103万円の壁とか、いろいろ論議されてますけど、そんなんじゃないくて、気にしなくても収入が得て働けると、そういうことを、コウベ d e カイゴでつくっていただきたいなというふうに思います。

それで、答弁がごっつい冷たかったんですけど、国会では、いわゆる与野党合意して附帯決議で調査して、検討すると。値上げを——値上げじゃなくて、引下げをどうするか、引下げを元に戻すかっていうのは附帯決議に書かれているので、そういう意味で言うたら各自自治体が、今日陳情者の皆さんが言われているように、神戸から、この報酬引下げが大きな問題になって、神戸市も訪問介護事業所や介護事業者が困ってますよと。そういう実態を当局が自ら明らかにして、ちゃんと国に物を言うことが大事だというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） では、この際、福祉局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） 障害者施策の質問であります。障害者の中には、なかなか通院とかしなくちゃいけない、外出しなくちゃいけないんだけど、公共交通機関の利用が困難で、タクシーもお金がかかって使えないから自家用車を利用して移動される方がいるわけですが、こうした方々の移動支援をして、社会参加を促進して、家で孤立化をしないように支える福祉施策として、障害者が利用可能な、例えば駐車場の確保と周知であるとか、駐車料金の負担軽減が必要であると考えているんですが、まず福祉局としての一般的な認識をお伺いしたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 障害者の移動支援という観点で、公共交通機関などの支援だけではなく、充実だけではなくて、移動の円滑化のためには、やはり車を——自家用車を利用されている方にしましては駐車場の確保であるとか、そういった支援というのも重要なことと考えております。

実際、今どのような制度があるかということでございますけれども、まず障害者が利用可能な駐車場を確保するという観点で、兵庫県福祉のまちづくり条例におきまして、百貨店、ショッピングモールなど、多数の障害者等が利用する商業施設においては、延べ床面積や駐車場の規模に応じまして障害者が利用可能な駐車場を確保することが求められているというのがまずございます。また、兵庫ゆずりあい駐車場というのもございまして、これは障害者などが駐車スペースを適正に利用できるよう、県ですけれども、県内共通の兵庫ゆずりあい駐車場利用証を交付する制度というのを設けております。これは公共施設、商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で入り口付近の便利な場所などに、このゆずりあい駐車場の案内表示がある区画を設けて、そこを利用できる制度ということで、これは利用料の減免という制度ではないんですけれども、そう

いうふうに優先的に利用できる場所を確保するというのが設けられておるところでございます。

あとは減免——市営駐車場等における駐車料金の減免ということで、障害者の駐車場割引の制度につきまして、本市では、神戸市営駐車場におきましては、一定の障害のある方について、建設局のほうで福祉駐車券を交付いたしまして、3時間までの駐車料金の減免を行っております。

また、定期的な通院とかリハビリ等で3時間を超える利用が認められる場合につきましては、同じく建設局のほうで長時間の駐車券を発行しているところでございます。

なお、都市局が所管する駅前再開発ビルの駐車場におきましても、市営駐車場に準じて同様の割引制度を導入しているところでございます。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） ありがとうございます。導入の部分で、かなり丁寧に、ちょっと先まで答えてくださいましたが、私ちょっと御相談を受けたのは、足の悪い車椅子の障害者の方で福祉駐車券制度というのが神戸市にあるんだけど、使えないと。頑張って使ってるときもあるんだけど、もう実質使えなくなってるという相談を受けたんですね。一体どうしたんですかって言うと、例えば、レバンテとかウエステなんかで駐車をして、いざ駐車の手帳を示さなくちゃいけないと。実際、これがまさにレバンテ、ウエステの駐車場出るときのあれなんですけど、カメラがすごい上のところにあるので、車椅子に乗っていると、手帳を最後出るとき見せてくださいと言われて、このカメラにかざそうとしても、手が届かんのですね。誰か1人乗ってれば、ちょっとこれ、ぐるっと回って、あそこにかざしてきてってできるんだけど、車椅子の人しかいないときは、そんな、ぱっと降りてかざすこともできないから、そんなの、もたもたしてるとあそこはすぐ混むもんですから、ブブーって鳴らされるんで、だからもう怖くてなかなか使えないと。障害者手帳をこんなカメラにかざして、見えますかこれ、名前のとこ見えますかみたいな、やってられないって言うんですね。

それはいかんねってということで、福祉局に福祉の政策だからって聞いたら、福祉局ではないと、所管は。所管は建設局ですと、福祉駐車券は。建設局に聞くと、いや、建設局のほうでは3時間以内の利用だったら、こんな手帳をワースとかざしてやらなくても、カードでプツと入れてもらったら、精算できるという案内をちゃんとしてますと。だから3時間以上、長時間利用になったら、カメラにかざして大変で、手間がかかるかもしれないけど、普通の3時間の利用だったら福祉駐車券をプツと入れてもらったら精算できるから、そんなかざしてもらわんでいいですよということをちゃんと最初の段階でお伝えしてるはずですよって言うんですね。

じゃあ、そうなのかなと聞くと、この実際、レバンテ、ウエステのところの、これ現地の写真、今度は左側ですけど、神戸市障害者用公共駐車場使用料減免制度御利用の方について書いて、出口インターホンを通じて、障害者手帳等、長時間駐車承認願を御提示くださいと書いてあるんですね。だから、3時間どうのこうのっていうのは書いてなくて、もう神戸市障害者用公共駐車場使用料減免制度御利用の方は、もうすべからく出口インターホンで障害者手帳を提示してくださいって書いてあるんです。だから私は提示したんだと。その最初の説明紙のときに、確かに細かく1行でさっさと書いてあるんですけど、現地にこうやって書いてあるから、制度はこうなんだろうということでやってたんだと。それを、じゃあ、建設局はうちの問題じゃないって言うから、じゃあ、どこに言ったらいいんだって言ったら、実際には、ウエステ、レバンテっていうのは都市局の外郭団体なので、じゃあ、都市局に言うと、いや、実際うちとしては何かこんなふうなふうにやってくれみたいなことを言われたってということで、だから、神戸市あるあるなんですけど、

福祉の大目的がありながら、実施局が福祉局の理念を受けて、駐車場だから建設局がやってると。でも、実際にそれを運営しているのは、外郭団体、都市局だったり、局がまたぐから、本来は駐車券をプツと入れたら、スツと出れますと。だから障害者の皆さん、どんどん、せっかくこういうことやってるんですから、どんどん外出して外に出てくださいねと。障害でも、ちゃんと通院したりしたらよくなることもあるんだからってやってるのに、結局、現場に行くと、もうこんな感じで、いや、もう障害者手帳を見せてもらわんと困りますからみたいなのが、こうやって貼り紙で書いてあるから使えないみたいなことがあるんですね。だからちょっと、このいろんな局にまたがってはいるんですけど、この福祉駐車券制度なんかの施策について、やっぱり福祉局が総合的に推進する立場であれしないといけないんじゃないか。例えば、この3時間以内の利用であれば、手帳照会不要ですよということは、御本人にも伝えましたし、私からも今の3局にお伝えをして、ちょっとよくならんかという指摘はさせていただいたんですが、福祉局としてこういう、何ていうか、うまく周知されてない漏れを対策していくべきなんじゃないかと思うんですが、お伺いをいたします。

○奥谷福祉局副局長 福祉の施策におきましては、福祉局が所管しているものだけではなくて生活、駐車場であるとか、ほかにも税金の免除であるとか、あとは文化スポーツ関係のところで減免を受けられたりとか、様々な、官民間問わずサービスが行われているところでございます。そういったことは知られていなければ使っていただけないということがありますので、現在、福祉局といたしましても障害者の方がそういった利用できるサービスについて網羅したものを障害福祉のあらましということで、年に1回更新しまして周知するように努めているところでございます。

この中には、様々な障害の方がいらっしゃいますので、どのサービスが使える・使えないというのは障害によって違ってくる場合がありますので、障害の種別・程度によって使えることは、制度はこういうことですよという一覧表などもちょっと作らせていただいて、分かりやすくお伝えするような工夫をしております。

このあらましにつきましては、手帳を取得されるときに区役所の窓口のほうで手帳の交付とともにあらましをお渡しすることによって周知に努めているということでございます。

ホームページなどでもありますが、そういった意味で障害者の方にどのようなサービスがあるかということ網羅的に、まず福祉局としてはお伝えをしているところです。

一方で、使えるんだけど、現場のほうでやはり使いにくいことがあるであるとかということにつきましては、やはり意識して利用していただきやすい環境をつくるということも大事だと思いますので、今回のことにつきましても、建設局、都市局のほうとも、こういう事例があるということをお伝えして、今後よりよいものになるように協議は進めてまいりたいというふうに考えておりますし、ほかのことにつきましても、できるだけ福祉局の立場として障害者の方が利用しやすい環境を整えるように、他局にも働きかけていくように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 少なくとも、このレバンテ、ウエステは今、実際ずっとこうやって貼ってあって、みんな障害者手帳を一生懸命かざしてるんで、少なくともこのレバンテ、ウエステだけは早く直してほしいなと思うんですが、どうでしょう。

○奥谷福祉局副局長 その辺のことにつきまして福祉局のほうからお伝えしていきたいと思います。

○委員（岡田ゆうじ） あと最後に、今回言いたかったのは、奥谷副局長も大分しっかり言ってい

ただいたんですけど、やっぱり障害者の皆さんのための施策なのに、実際、渋滞もすると。ブザーと後ろから鳴らされて、何で障害者のためにこんな待たなくちゃいけないんだよみたいな感じになって、自分がもうすごい迷惑かけちゃったなということで、敬遠とか萎縮してしまう問題なんですよね。障害者の皆さんのためにやってんのに、何かすごい逆効果になっちゃっているわけです。

今回のこのケースに限って言えば、通知を適正化するのもそうなんですけど、例えば事前精算をできるようにしてあげれば、レバンテ、ウエステ、地下1階に事前精算所ありますから、そこでゆっくり精算して、出口に行ってそのままずっと通れるわけですから、具体的には事前精算できるように、今回は例えばレバンテ、ウエステですけど、似たようなところ全部ですね、福祉局から要請してもらいたいと思うんですが、見解いかがでしょうか。

○**奥谷福祉局副局長** 事前精算機のことをございますけれども、精算してから実際に出庫するまでの駐車場での移動とか出庫ゲートの待ち時間を考慮して10分間の猶予という形で猶予が設けられている精算になっております。ただ、これ10分を超えますと料金が発生するということになっております。障害のある方につきましては車椅子での乗り降りであるとか、精算から出庫するまでに、健常の方よりは時間がかかることも多いということ。また、あとは時間を気にして、あまり急いで転倒とか事故などにつながる可能性があることなどを考慮して、今のところ事前精算機ではなく、出庫ゲートでの精算という形になっているとは聞いております。

しかしながら、委員がおっしゃるような指摘もございますので、事前精算した場合の想定される課題も踏まえながら、事前精算の可否については所管局のほうにも相談してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、現段階ではすぐに改正できるものかとは言えませんので、取りあえず精算の方法というものを丁寧に事前にお伝えしていくということが大事で、その辺の精算方法の周知についても、申請時の用紙にもうちょっと詳しく書くであるとか、ホームページにも分かりやすくするなどということも併せて周知しながら、建設局等とも協議してまいりたいと思っております。

○**委員（岡田ゆうじ）** 事前に答弁の案を聞いたときに、要は障害者の方は10分以上時間がかかるから、こういう制度は使えないんだと、使わせないんだというのを聞いてたんで、いや、健常者は10分以内ですっと行けるから、事前精算制度を使えるけど、障害者の方は10分以上時間がかかっちゃうから事前精算を使えないんだという考え方はあんまりじゃないかと。真逆の発想じゃないかと。障害者は障害があつて時間がかかるがゆえに、こうした制度やサービスが受けられないんだっていうのは福祉の真逆じゃないかというふうに考えてたんですけど、今、奥谷副局長が大分上手にまとめてくれましたので、差し障りのない答弁だったと思いますので、ぜひその方向で考えていただきたいと思います。

以上です。

○**委員長（高瀬勝也）** 他にございませんか。

○**委員（森田たき子）** 私のほうからは、難病の方への就労支援についてお伺いしたいと思うんですけども、先月、NHKのほうで難病の症状に苦しめる20代の女性の方が山梨県が実施をした障害者枠、そこで採用されたことが報道されていました。

神戸市では、難病で医療の受給者証を受けていらっしゃるという方が、令和5年度末では1万4,310人ぐらいいらっしゃるというふうなことをお聞きしております。しかし、難病の方の中に

は、その障害者手帳を持っていらない方も多いというふうにお聞きをしておりますが、持たないっていうのは任意ですよ、持つか持たないかはね。持っていないっていうのは、また違うと思うんですが、持っていない、そういう理由、ちょっと簡潔にお願いいたします。

○奥谷福祉局副局長 難病の方に対する就労支援ということでよろしいでしょうか。

難病につきましては、先ほど委員おっしゃいましたように、医療法上の難病指定というものと、総合支援法のほうでも、難病の方も利用できる上での、総合支援法上での難病の指定難病というものが、ちょっと2種類あるんですけれども、総合支援法といたしましては、手帳の有無にかかわらず、必要な状況があれば利用できるというものになっているところではございます。

特に難病の方についての神戸市における就労の支援でございますけれども、難病につきましては、療養上であるとか、生活上の支援とかいうことが非常に配慮が必要なことがありますので、神戸市難病相談支援センターというのを神戸大学病院のほうに設置しておりますので、療養生活のことであるとか、就労につきましても併せて相談いただくということになっております。

特に就労につきましては、ハローワーク神戸のほうに専門援助窓口、難病患者就職サポーターというのがおりまして、個々の状況ですね、難病というのは非常に多様でありますので、個々によっていろいろ違いますので、その方に応じた相談というのを対応する、就労できるのはどんなものかということまで含めて丁寧に対応していただけると存じておりますし、先ほどの神戸市難病相談支援センターとも連携して支援をしているという状況です。

また、神戸市のほうの障害者を主にしました仕事サポートというのが市内5か所ございますけど、そちらのほうも、手帳の有無にかかわらず、就労についての支援は行っておりますし、実際に難病の方も相談を対応しているところでございますので、そういったところに相談いただくことで働きたい方が働きやすい職場につながるような支援というのは引き続き続けてまいりたいと思っております。

○委員（森田たき子） 私のほうからは、その手帳を持っていらない、持っていないという理由をお聞きをした。

○奥谷福祉局副局長 手帳を持っていない理由なんですけれども、病気の状況によって障害手帳に該当しない場合は、まず取りたくても取れないということがございます。

あとは、もう1つ、やはり御本人さんが障害の手帳を取るということに抵抗を持っておられる方もいらっしゃるよう感じているところでございますので、そういった意味で手帳を持ってもらえない難病の方が存在すると認識しております。ごめんなさい。

○委員（森田たき子） はい、そのことです。確かに、抵抗を持って自ら取っていないという方もいると思うんですけど、やはりその病気の状況によって、取りたくても取れないと。やっぱり、多くの方が交付条件に当てはまらないということで、持っていらない方がいらっしゃるということなんですよ。

そんな中で、企業とか自治体のほうで一定の割合で障害者を雇用する義務があって、そして障害者に限定した採用枠というのを設けていらっしゃるんですけれども、対象はあくまで障害者手帳を持っている方だけです。手帳を持っていないこの難病の方への就労支援というのはやはり必要だと思います。先ほどもいろいろおっしゃられましたけれども。その難病の方で手帳を持っていない方の中には、例えばベーチェット病、膠原病、そういった方もいらっしゃいますし、また私もお聞きしたんですけども、潰瘍性大腸炎の——こういう方は薬物療法、お薬を飲みながら症状を抑えながらということで、頑張っていらないけれども、一旦よくなっても、再発を繰り返

返し繰り返して、重症化をして、そして命に関わっていくということもあると伺いました。

やっぱり、先ほどこういった方も働きやすい状況をつくっていかねばならないというふうな、そういう特別な配慮が要るんだというふうなことなんですけども、就労に向けて特別な配慮とか環境の整備を行って、本当に希望される方に神戸市としてもその難病枠ですね、難病者枠というそういう枠をつくって支援をする、そういうことが必要だと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 現在のところで難病の方への就労支援というのは、実際行っているところでございますので難病枠というのは、企業側に難病枠というものを設けて支援をするべきということとよろしいでしょうか。

1つありますのが、障害者雇用に関するところの雇用率の問題のところでは障害者雇用を進めているというのが今国の流れになっている中で、今、難病の方っていうのが含まれていないということも含めての御指摘と理解しております。手帳の持っていない方ですね。

手帳を持ってない方は精神疾患の方であったりとか、発達障害の方も手帳を持ってない、難病の方もそういう方もいらっしゃるんですけども、そういった方の障害者就労枠での就労ということの法定雇用率のところについては、国のほうのいろんな労働審議会のほうでも意見書が出されていると聞いておりまして、今後検討していくというような話もお聞きしていますので、そういったところを踏まえながら、国の状況を踏まえながら、こちらでも注視して必要な支援をしてまいりたいと考えております。

○委員（森田たき子） 先ほども、こういったその難病の中にはベーチェット病の方とか、膠原病の方とか、そして潰瘍性大腸炎の方とか、もう様々、表面的にはよく分からないけれども、でも苦しい状況を抱えながら頑張っているという、そういった難病患者の方、たくさんいらっしゃるんですよ。そして就労も一般の枠の中で受けてると。そういう方に対する支援というのは当然神戸市のほうも必要だということで、いろんな支援もしているということなんですけども、やっぱりそこでしっかりと、配慮していただけるようなその難病者枠をつくるということでは違うと思うんですよ、私はね。そういった特別な配慮っていうのがやっぱり求められているからこそ、そういった枠が必要だということで、ぜひ障害者手帳を持っていない難病の方への就労支援、しっかり進めていただきたいと思いますと思うんですが、再度お願いします。

○奥谷福祉局副局長 繰り返しになりますけども、難病の方、手帳持っておられない方につきましても、今までも相談があれば支援をしておりましたし、引き続き、難病の方の就労が——希望される方の就労のお手伝いができるような支援というのは市としてもしていきたいと考えております。

○委員（森田たき子） 積極的にその辺の実態をつかんでいただいて、ぜひお願いをしたいと思います。

引き続きまして、重度障害者向けのグループホームの中で、日中支援型、このことについてちょっとお伺いをしたいと思うんですけども、利用者の方が外出する場合に、ガイドヘルパーの移動支援が使えないということを伺っております。日中支援型のグループホームを利用されている方は、施設の中でずっと日中はいらっしゃるというふうなのが基本にはなると思うんですけども、しかし、通院だとか、そして買物だとかいう、そういういろんな外出もやっぱりされています。利用者の方がその日常生活でやっぱり自由に安全に移動することを保証するための支援というのはどのように検討されているのかお伺いしたいと思います。

○奥谷福祉局副局長 日中サービス支援型グループホームといいますのは、数年前にそういう制度ができて、今少しずつ増えているところでございます。この日中サービス支援型グループホームといいますのは、日中に活動の通所などができなくて、グループホームの中で日常生活の支援を受けながら生活されるという方が受け入れられる施設ということで認識しているところでございます。

この日中サービス支援型グループホームを利用されている方につきましても、外出や余暇活動とか、社会生活上の支援ということについては、現在グループホームのほうの役割ということで基準の中でも定められているところがございますので、現在のところはグループホームのほうでというふうに考えているところでございます。したがって、グループホームのほうで外出であるとか、そういう必要な通院とかの支援というのも行っているように助言しているところが現状でございます。

○委員（森田たき子） 福祉施設、こういった施設の職員さんっていうのは本当に人数限られているらしいです。多忙であるというふうな状況の中で、施設の職員の皆さんのほうからは、利用者の方が急に発熱をしたら、もう病院にすぐに行かなければならないということで、場合によっては、本当に関係ない、ほかの利用者様も一緒になって車に乗って、そして病院に向かわなければならないというような、そういう切実な状況もあるんですというふうなこともお聞きをしております。

私もちょっと調べてみたんですけども、政令市の中でも横浜とか名古屋とか、また中核市でも姫路などでは、こういったガイドヘルパーの移動支援、こういうようなことを、よりもうこういった重度の方々だから、使えて当然じゃないですかというふうで、移動支援がそういう当たり前だというようなことでね、もう既に進んでいらっしゃるんですね。

やっぱり神戸市だって、そういうふうなことでしっかりと支援をしていくという、そういう姿勢が必要だと思うんですけどもいかがでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 日中サービス支援型グループホームを利用されている方の移動支援サービスの利用についてという御質問と理解をしております。

日中サービス支援型の方の外出の支援ということは、先ほどグループホームでというふうな認識でおるところでございますが、一方、移動支援につきましては、市町村が実施主体となりまして、地域の特性や利用者の状況等に応じて柔軟な形態により計画的に実施する地域生活支援事業という形で神戸市も実施しているところでございます。したがって、移動支援の内容とかいうのは自治体によって多少異なっているところがあるのが実態でございます。

現在、神戸市におきましては日中支援型っていうのを移動支援を利用できる施設という形では今現状ではしていないところではございますけれども、これは国のほうですね、入所施設なんかの場合でも、質問があったと思うんですけども、自立支援給付については重複して給付をしないようにというような一定の事務要領というのがございますので、そういったところを踏まえまして、同じ移動系である行動援護であるとか、同行援護と整合性を図るために移動支援につきましても、現在そういう重複しないようにというところでもって今、日中支援型グループホームのところに対象をしていないというところでございます。

移動支援の対象を拡大していくであるとかいうことにつきましては、やはり財源の問題が非常にございまして、これ国のほうで必須事業とされていながらも、十分な補助が受けられないという状況がございますので、そういった中で、限られた財源の中で優先順位つけて移動支援という

のを実施していくということの中で、今後につきましては、先ほど御意見もありましたように、引き続き国のほうに補助の要望しながら、また他都市の状況も踏まえながら、移動支援の実施の状況については検討してまいりたいと考えております。

○委員（森田たき子） 引き続き補助の要望をしていただくということなんですけれども、先ほど言われた地域生活支援事業、これはやっぱし市が決定ができると。裁量で何とでもなるんやということですので、ぜひ、その重複をしているということであっても、やはりそれを使ってらっしゃるもう自治体もあるわけですから、だからその辺のことをぜひ進めていただけるようにするためにも、私実は、これも切実なこととしてお聞きしたんですけども、実際に日中過ごされている、グループホームの中で過ごされている、利用されてる方々の、そういう日常の実態っていうのを、神戸市は調査をしてもらいたいんだということもお聞きしてるんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○奥谷福祉局副局長 グループホームに入所されてる方の実態ということについては、把握というのは非常に大事なことだと思いますけれども、どういう調査方法があるかということ、事業所からお聞きするであるとか、機会があるごとにであるとか、当事者の方からの御要望というのは聞く機会は随時ございますので、そういうところで把握をしながら、いろんな手法を持って実態把握については努めてまいりたいと考えております。今この手法でやりますという、調査をしますということではなく、日頃の中でどんなふうに、できるだけ効率的に把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員（森田たき子） まあ、現場の方は直接聞くとか、やっぱりその要望を受けるとかいうんじゃないくて、直接現場を見に来てもらいたい、こういうことなんですよね。やっぱり、そこからまず調査をして、そして現場のニーズにね、ちゃんと応えていただけるようにね、前向きに、やっぱりこの問題を捉えていただきたいということで要望して終わります。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

答弁ございますか。

○奥谷福祉局副局長 1点修正をさせていただきます。先ほど難病の話のところ、医療法上の難病とちょっと申し上げたんですけど、難病法上の指定難病ということです。申し訳ありません、訂正させていただきます。

○委員（五島大亮） すみません、介護報酬の話です。すみません、先ほどの請願・陳情のときにやっていればよかったのかもしれませんが、お許してください。

この介護報酬っていうのは公定価格になるじゃないですか。公定価格というと公務員の給与であったり、教員であったり、保育士さんであったり、介護報酬もこの公定価格に当たると思うんですけども、例えば人事院勧告であったり、いろんなものに基づいて公務員さんの給与、教員の給与っていうのは決まっていくと思います。

民間は最低賃金などと合わせて、物価とかも合わせて、企業が経営努力の中でやっていくものにはなっていると思っているんですけども、この介護報酬が下がってしまったことっていうのは、いろんな方から我々もたくさん声をいただいていて、社会問題になっているというふうに理解はしています。

保育士さんの給与と介護士さんの給与を比較をして、何で保育士さんのほうが処遇改善がよくなされているのかっていうことも、よくやり玉に上げられるような話なんですけれども、この公定価格の決め方自体にも問題があるんじゃないかなというふうには思っております、保育士さ

んのほうは積み上げ方式ということで、何にこれだけかかるから、給与もかかるから、報酬を決めていきましょうという決め方であるのに対して、介護士さんのほうは、経営実態調査という事業所の収益状況に基づいて決めるんだということになっていて、報酬がもともと上がりにくい決め方になってしまっているのが問題じゃないかなというふうに考えていますが、今、国において再検討されているということなんですけれども、こういったところも含めて議論がなされているのかどうか教えていただければと思います。

- 若杉福祉局副局長 国において、今回の報酬改定の影響というのは様々な観点から検証するということでございまして、そういった中で、小規模な事業所の経営実態なども把握しながら、その影響を把握していくというふうに聞いております。

構造上、上がりにくいという構造ということで、それは経営実態調査はした上でということでの御指摘かと思えますけれども、大きな意味での報酬の在り方まで議論しているかというところについては、現時点では詳細分らない部分がございます。

- 委員（五島大亮） 我々も自民党としては、そのあたりも含めて、国に対しても、そういう決め方について問題があるんじゃないかなというふうなことを問題点として上げていきたいと考えておって、今回の請願・陳情に関しては、そういったことも再検討をしているので、お受けすることはできないかなというところまでは考えています。

この公定価格の決め方というのは非常に問題があって、以前も、本会議の中で、人事院がやった国家公務員の地域手当ですか、これが何か12%から8%に下がったということで、公明さんが非常に問題にされていて、この公定価格の決め方がそれぞれの働いてる職種別の皆さんの給与に、世間の実態とは乖離した形で跳ね返ってきてしまうというのは非常に問題だと思っているので、これについては、福祉局も国家予算要望などの中で、もともと介護報酬の見直しなどについては要望項目として入れていただいているんですけれども、この決め方についても、国と対話をするときに話し合いをしていくべきなのじゃないかなというふうに思っていますが、どうでしょうか。

- 若杉福祉局副局長 重要な御指摘をいただいたと思っております。介護保険制度できてから20数年たっているわけでございますけれども、その間、類似の報酬改定を行ってまいりました。

その決め方、あるいは算定の仕方、それが時代にそぐわない、あるいは事業者の形態にそぐわない、そういったものが把握できているならば、やはり我々としても、毎年、国に対しても適切な報酬の設定を要望しているわけでございますけれども、そういった要素も入れながら、しっかりとした要望していくというのは必要と考えております。

また、意見交換の場等々もございますので、そういったところについても考え方を正すというようなことはしてまいりたいというふうに思っております。

- 委員（五島大亮） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

先ほど、森本委員もおっしゃってましたけれども、保育はやってるのに、なぜ介護はできないのかっていうところに関しては、関わる職員さんの数が多いので財政規模が大きくなってしまいうことも1つの要素なのかなというふうに思っていますけれども、かなり前になるんですけれども、保育所落ちた日本死ねというツイートですかね——ポストというのかな——というのがあって、かなり社会問題化したんですよ。だから、これを介護報酬、いわゆる介護職員の皆さんの給与が低いということは、もう社会問題になってるんですけれども、これもっとちゃんとやらなあかんというところまでは行っていないのかなというふうに思います。

今日、せっかく陳情者の皆さん来ていただいて、採択させていただけないことに心苦しいんですけども、これみんなで——ごめん、今言うことじゃないけど、すみません。介護報酬下がった日本死ねぐらいのことを言っていてですね、これをもっと大きな問題と捉えて頑張っていく必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

先ほど国家予算要望などで、そういった話を国と、しっかり局としてやっていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員（香川真二） すみません、ちょっと重たい話になるかもしれないんですけど、年末から年始にかけて、障害を持つ子供さんをケアしてる、親ケアラーというふうに最近言うみたいなんですけど、そういう親ケアラーの方の殺人とか、傷害とかいうことでニュースになってる件が何件かありました。ちょっと紹介すると、姫路のほうは2023年ですけど、人工呼吸器が必要な子供さんを放置して、その子を死に至らしめたというふうなお母さん、何歳だったかな、このお母さんは30代だったと思います——のお母さん。今年ですね、1月上旬には福岡市で長女の人工呼吸器を取り外して窒息死させたという40代のお母さん、このお2人が傷害致死として逮捕されたというニュースですね。

あとは神戸市の話でいくと、北区になるんですが、障害のため、ほぼ寝たきりの中学3年生の次男、15歳の男の子を面倒見ずに床擦れを生じさせたということで、お母さんが傷害ということでこれも逮捕されたと思います——逮捕されました。

あと、これは子供と言っても、小さい子供じゃないですけど、92歳の男性が55歳の息子さんと無理心中を謀ったということで、車内で練炭自殺を謀ったということで、私この92歳の男性が介護を受けてるのかなと思ったら、92歳の男性が介護してるほうなんですね、お父さん。55歳の知的障害の息子さんと一緒に心中をしたというふうな事件、そういったニュースが立て続けにありまして、何ともこのあたりを、やっぱりこういう悲しい事件を起こさせないようにしてるのがやっぱり福祉局の皆さんのふだんのお仕事なのかなと思っています。

こういった事件がやっぱり起こるっていうことは、何か足りない部分が現状あるのかなと思っています。いただきたいなと思うんですね、そのきっかけにいただきたいなと思っています。

私としては、今の福祉行政のこれは正直なところ敗北というか、負けを認めないといけなくて、ここからどうするかっていうところが大事な部分だと思います。さっきも、いろいろ社会課題というふうに、その衝撃的な部分で、こうやって何人かの方が亡くならないと、いろんな制度とか仕組みが変わらないっていうのが今の現状だと思います。この亡くなられた子供さんたちには申し訳ないんですけど、ここから変わっていくっていうふうなところのきっかけにいただきたいなというふうに思って、ちょっと福祉局の方の、この事件のことに関しては、恐らく御存じだと思いますんで、この事件の受け止め方とか、今後の考え方をお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○八乙女福祉局長 障害者とか児童、高齢者の介護も含めてだと思うんですけども、様々な事件が全国的に続いているということで、私も報道で見聞きをするたびに、非常に悲しい思いだったり、胸を痛めているところがございます。委員もお話ありましたように、その事件を起こす前に止めるとか、その方自身がとどまるということはできなかったのかなということは、いつも思うことなんですけども、実際にその支援に関わっていた親族の方もおられる場合もあるかもしれませんが、親族だったり、支援者の皆さんも一生懸命やっтер中で、結果的に止めることができなかった、そんな事件が起こったということについては、支援に携わった方々も、行政だけじゃなく

て、民間サービス事業者の方も含めて、非常にショックを受けて、ずっとつらい思いをされてるのかなというふうに思っているところです。

ただ一方で、報道にはならないんですけども、同じような状況の中で、直前にＳＯＳが出せて、止められた事案だったり、早期に発見をすることによって命が助かったという事案もあるかと思うんですけども、やっぱり１個１個の事案について丁寧にしていくというのが、私たちに求められてるのかなというふうに思います。

一般的な話にはなりますけども、やはり当事者の皆さんからは、ＳＯＳを出していただくということと、それからそのＳＯＳを周囲がやはり、声にならないＳＯＳも含めてキャッチをすること。キャッチした情報を聞き流すのではなくて、しっかりそれを受け止めてサービスにつないでいく、それも事業所だけではなくて、事業所で解決ができなければ、周辺、行政も含めてネットワークの中で支えていくというような段階を踏んでいくのが重要だというふうに思っています。そのためには、やはり相談できる環境、相談しやすい環境を整えるだったり、窓口で待てるだけではなくて、アウトリーチをしていくとか、それから受け止めた状況をきっちりと解決できるような、こちらのスキルアップだったり、ネットワークの構築とか、いろいろやっていけないといけないことがいっぱいあるかなというふうに思います。

事件が続いているところで、私たちがやっぱりいつも認識しないといけないのは、１つ１つの事案に慣れてしまうと、仕方がないと思うことなく、今委員のおっしゃられたように、やっぱりこの事件とか、１つ１つの事件を重く受け止めて、改善のための取組ということをやっていくということが大事なかなというふうに思います。

私たち福祉局といたしましては、局内はもちろんなんですけども、関係の事業所であったり、区役所も含めた庁内の中でも、やはりこういう事件をきっちりとお伝えをして、みんなでできることをやっていくというのを伝えていきたいというふうに思っております。

中にはＳＯＳを発したのに、うまくサービスがつけられないで、結果的に、御家族からすれば言ってるのについでいうところで、うまくいってない事例、結果的に孤立をしてしまっている事例というのたくさんあると思いますので、そこについてもやはり私たちはできるサービスを整えていくとか、仕組みを充実していくのかなというところが大事なかなというふうに思っています。

今日のお話の中で、介護の話で、やはりまだまだ十分ではないというお話がありましたけども、やっぱり行政としては、できることをやっていく。国に対して要望していくというところでの仕組みを、今が決してうまくいってるとは思っておりませんので、どんどん充実をさせていくために、みんなでできることを考えて、先生方からも御意見をいただいて、引き続き取り組んでいきたいと思いますので、ちょっと今、感想みたいな感じになりますけども、やっていきたいと思います。

以上です。

○委員（香川真二）　ありがとうございます。私もこの事件を受けて、何人かの医療ケアの子供を抱えるお母さんとも話をさせてもらったんですけどね、お母さんが言ってたのは、本当に忙し過ぎて声を上げる余裕もないっていうふうな言葉と、あと何て言ったらいいかな、そのお母さんブラックホールみたいな感じになるんだって言ってたんですけど、何かね、僕の捉え方からすると、何かもう一瞬介護をしてる、し過ぎてですね、もう何かぼうっとしちゃうっていう、もう何か考えるのが、冷静に何か物事を判断できたり、考えたりできないっていうふうな、そんなニュアン

スで、そのお母さんブラックホールって言ったんだと思うんですけど、何かそういうふうな時間に入ってしまうっていう、そういったときにこういうふうな事件なんかが起こったのかなというふうに、事件はもうもちろん、いろいろ手をかけてしまったり、放置してしまったりっていうのはよくないことなんですけど、この親ケアラーの方々と話をしていると、やっぱりそのお母さんたちのほうの気持ちがやっぱり分かるよねっていうふうなところで、その利用者、もちろんその障害を持ってる方だけじゃなくて、介護者のほうのケアっていうのが今求められてるのかなと思います。

ヤングケアラーのときなんかでも、やっぱりいち早く動いてくれて、大分救われた方もおられると思いますので、この障害とか高齢者のほうの方のケアラーの方の支援っていうのも、今後考えていただきたいと思いますし、あと、先ほど局長が言ってくれたように、事業者もそうですし、家族の人も、で、行政もって言って、これもう三位一体でやらないといけなくて、いろんなところで事業者の方も声を上げたりとか、行政もいろいろ受け止めて工夫をしてきてると思うんですけど、対立するのが一番よくなくて、皆さんでやっぱり本当に手を組んでやりましょうっていう建設的なね、いろんなそういう意見交換をされるのが一番この課題に対する解決方法かなと思いますので、しっかり、この間ちょっと話をしたお母さんとも、声を上げられるような方はもうどんどん声を上げていこうねっていうふうな話をしています。事業者のほうも、いろいろ課題を見て、家族の方が声を上げられなくても、事業者が声を上げてくれることもあると思うんです、代弁者として。上げた声に対してしっかりと、全部何か跳ねのけるんじゃないくて、ちょっとこうね、柔軟に受け止めていただくっていうふうなことをすると、どんどん声を上げやすくなりますので、そういった姿勢を持って対応していただければなと思いますので、今後の対応とかに関しては、今後、予算特別委員会とかもありますので、そちらでまた議論させていただきたいと思いますので、今日はありがとうございました。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 他に御質疑がなければ、福祉局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。午後２時から再開いたします。

（午後０時５５分休憩）

（午後２時０分再開）

（健康局）

○委員長（高瀬勝也） ただいまから、福祉環境委員会を再開いたします。

これより健康局関係の審査を行います。

それでは、議案２件及び報告事項３件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○花田健康局長 ありがとうございます。

ただいまから議案２件、報告３件について一括して御説明します。

お手元のⅠ補正予算の資料１を御覧ください。

初めに、予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、健康局所管分につきまして御説明します。説明に際しましては、100万円未満は省略しますので御了承願います。

1歳入歳出補正予算額一覧ですが、歳入8,200万円、歳出1億6,100万円をそれぞれ増額しようとするものです。

2ページを御覧ください。

2歳入補正予算の説明ですが、第18款国庫支出金のうち、第1項負担金、第2目衛生費負担金、第3節保健事業費負担金で5,100万円を、第25款市債、第1項市債、第2目衛生債、第2節保健衛生施設整備事業公債で3,100万円をそれぞれ増額しようとするものです。

3歳出補正予算の説明ですが、3ページに移りまして第5款衛生費のうち、第1項衛生総務費、第1目職員費で給与改定等のため2,400万円を、第2項公衆衛生費、第3目地域保健費で難病医療費助成の増に対応するため1億300万円を、第3項環境衛生費、第3目斎園費で墓園改修のため3,400万円をそれぞれ増額しようとするものです。

4ページを御覧ください。4繰越明許費ですが、第5款衛生費、第1項衛生総務費で神戸リハビリテーション病院改修として200万円を、第2項公衆衛生費で予防接種事業として18億900万円を、第3項環境衛生費で墓園整備として1億7,900万円をそれぞれ翌年度へ繰り越そうとするものです。

続きまして、Ⅱ議案の資料2を御覧ください。

第100号議案地方独立行政法人神戸市民病院機構第4期中期目標の一部の変更の件について御説明します。

4ページを御覧ください。

2変更内容ですが、西市民病院の再整備については、令和11年3月頃の開院を目指して事業を進めてきましたが、予定していた令和6年度の工事入札の公告では、応札事業者が見込めないこと、さらに建設予定地において強固な止水工事が必要となったことから、令和13年夏頃まで開院時期を延期することとなりました。そのため、中期目標の開院時期を変更するものです。

4今後のスケジュールですが、中期目標の変更を踏まえ、病院機構が策定する中期計画の変更の認可について3月議会にて議案を提出する予定です。

続きまして、Ⅲ報告の資料3を御覧ください。

神戸徳洲会病院医療安全管理体制の改善状況に関する病床機能検討部会での意見聴取について御説明します。

2ページを御覧ください。

2.現在の改善状況に関する保健所の見解ですが、神戸市としては、現時点では病院の医療安全管理体制は機能しており、おおむね改善状況が適切に維持されていると判断しています。

この状況を維持していくとともに、一部取組が不十分であった、多職種間での確実な連携などに関しては、2025年8月末までには改善するよう指導を継続していきます。

3.改善措置完了後の医療法人徳洲会に対する指導経過について、(1)徳洲会からの改善状況の報告ですが、病院の自己評価では約7割が改善できているという結果でした。

3ページを御覧ください。

(2)保健所の立入検査ですが、立入検査の結果、徳洲会の自己評価と保健所の評価に大きな乖離はありませんでしたが、多職種間での確実な連携に関して、まだ取組が不十分な点があることを指摘しました。

4. 第3回部会における議事の主な内容について、(2)改善措置の取組状況ですが、徳洲会では、①医療の質改善委員会を中心とした改善の取組について、委員会を月2回開催し、病院長が中心となって改善の取組を進めています。②質改善指標の設定では、設定した指標について院内全体への共有を開始しました。③インフォームドコンセント委員会の設置と取組状況では12月までに5回の委員会を開催し、説明同意書の審査承認などを行っています。④「医の倫理委員会」「臨床倫理チーム」の活動状況では、各診療科カンファレンスでの助言などに取り組んでいます。⑤医療安全文化調査では、インシデント報告時の個人への責任追及などに関するスコアが低下しており、対策の必要があると考えています。

4ページに移りまして、⑥インシデントレポートと医療事故抽出ピラミッドについて、a)インシデントレポートは昨年度より増加傾向にあります。b)医療事故抽出ピラミッドでは、全死亡退院数42件のうち、検証対象が2件ありましたが、いずれも医療事故調査制度の対象ではありませんでした。⑦日本病院機能評価受審に向けた活動状況では、今年9月の受審に向けて活動を開始しています。⑧住民説明会ですが、昨年11月から3回開催しています。

(3)循環器内科のプロジェクトチームですが、①循環器内科診療体制について、外部委員等の評価を受けるとともに保健所より患者安全を最優先に診療を進めていくよう指導しました。

5ページに移りまして、②カテ室プロジェクトチーム活動報告では、循環器内科によるカテテル室の運営を安全・円滑に行うため、昨年10月に発足したカテ室プロジェクトチームの活動が報告されました。

(4)委員からの主な意見ですが、②インシデントレポートシステムの入力項目が多いので、項目数を絞ってはどうか。④患者満足度調査について、すでに提言どおりに実現していることはよい。⑤医療安全文化調査について、各項目の細やかなスコアの上下動を議論するのではなく、もっと全体を見るべき。

6ページに移りまして、⑦多職種間での確実な連携は、今後どのように対策していくのかなどの意見が出されました。

5. 今後の予定ですが、引き続き、今年8月末を目安として、部会の意見も踏まえながら、医療安全管理体制が確保されるようしっかりと指導していきます。その上で、8月末に医療安全体制の改善完了の可否を神戸市として判断する予定です。

続きまして、追加資料1を御覧ください。

新西市民病院整備基本計画の変更について御説明します。

令和13年度夏頃まで開院時期を延期するとともに、事業費の高騰を踏まえ、事業全体の精査を進めた結果、新西市民病院整備基本計画の一部を変更します。

1. 概要ですが、基本計画における方針を前提として、病院のハード面・ソフト面において、機能性・効率性の観点から、建物設備や仕様、全体面積などを見直しました。

また、市民病院としての公的な役割を踏まえ、周辺医療機関と重複する機能を改めて精査しました。

具体的には、(1)事業費の見直しですが、西市民病院に求められる医療機能を確保することを前提に、1床あたりの床面積を当初計画の100平米から西神戸医療センターと同規模の95平米に見直しするとともに、職員駐車場の廃止や、受変電設備等、建物設備などの見直しにより、事業費を83億円削減することとしました。

(2)眼科診療の見直しですが、地域医療における市民病院としての公的役割を踏まえ、周辺の

医療機関と重複する機能を改めて精査した結果、眼科については、新病院開院後は診療を行わず、周辺の他の医療機関との連携により対応することとしました。ただし、眼科以外の他の診療科の疾患で入院し、合併症として眼科疾患を発症している患者への対応については、西市民病院において対応を行うのか、また他院において対応を行うこととするのかについて、今後調整を進めてまいります。

２．概算事業費ですが、建設工事費の高騰により、総事業費が基本計画策定時から約２倍の688億円となる見込みでしたが、事業全体を改めて精査し、83億円を削減する見直しを行った結果、605億円となる見込みとなりました。

２ページに参りまして、３．収支計画ですが、新病院における収支計画を再度試算した結果、以前の基本計画では開院２年目の単年度収支黒字を目指していましたが、建設工事等の高騰に伴う減価償却費の負担がさらに増加したことで、単年度収支の黒字化は、開院７年目となる見込みです。

５．今後のスケジュールですが、２月21日より病院機構において、市民意見提出手続を実施し、４月に基本計画改定版の策定及び公表を行う予定です。

次に、令和７年度の予算関連事項とはなりますが、西神戸医療センターの診療体制の強化として、高齢化などによる患者が増加している状況を踏まえ、神戸西地域の中核病院としての役割を果たしていくため、手術室及び外来診察室の増設による診療体制の強化に着手しますので、併せて御報告いたします。

３ページ以降に、整備基本計画の新旧対照表と変更後の計画を添付しておりますので後ほど御覧ください。

続きまして、追加資料２を御覧ください。

済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合による新病院の基本計画の公表について御説明します。

北神・三田地域の急性期医療を確保・充実するため、検討委員会の検討結果を踏まえ、再編統合による新病院整備に向けて、済生会及び三田市と連携して取り組みを進めてきました。

先日、２月14日に三田市において、新病院の基本計画が策定・公表されました。

１．基本計画の主な内容ですが、（１）新病院開院時期は、大阪・関西万博など大型事業の影響による人材不足の状況等を鑑み、開院時期を２年延期し、令和12年度中に変更します。

（２）病床数は425床となっております。

（３）新病院による主な機能強化ですが、①救急医療の充実として、新病院ではＩＣＵ６床を新設するとともに、ＨＣＵ３床を増床して集中治療体制を強化します。②診療機能の強化による地域完結型医療の提供を行うため、これまで北神・三田地域にはなかった心臓血管外科を新設するとともに、腫瘍・血液内科などの新設や、がん診療連携拠点病院の取得を目指し、新たに12診療科を新設して地域完結型医療を大きく強化し、北神・三田地域の急性期医療の充実を行います。

２ページに参りまして、③新興感染症や災害医療への対応強化ですが、集中治療室以外は全室個室にし、感染症の波の大きさに合わせたゾーニングにより、感染対策を行い、安全な医療を提供するとともに、災害時の自己発電設備を確保するなど、非常時の対応強化を行います。④医療従事者にも喜ばれる病院として、教育研修機能を充実させ、医療従事者にとっても魅力的で働きやすい病院を目指すことで医療スタッフを確保し、将来にわたって北神地域の急性期医療を確保・充実させていきます。

（４）整備計画ですが、①整備予定地は神戸市北区長尾町宅原地内を予定しております。②整備費ですが、建物・医療機器整備費として521億円、別途利息として140億円を見込んでいます。本市の財政支援額については、現時点での試算にはなりますが、整備費で約10億円、運営費で年間約2億円を見込んでいます。

３ページに参りまして、（５）新病院の交通アクセスですが、本市としては、現在の済生会兵庫県病院の利用者の利便性、アクセス状況を踏まえ、シャトルバス運行の検討を進めているところです。

２．今後のスケジュールですが、令和7年4月頃に住民説明会を予定しています。令和7年度以降、基本設計・実施設計を行い、令和8年度に用地取得、令和9年度以降に建設工事に着手し、令和12年度中の開院を目指します。

なお、４ページ以降に基本計画及び概要版を掲載しておりますので後ほど御覧ください。

以上、議案２件、報告３件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（高瀬勝也） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、健康局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、西市民病院の再整備に関連いたします第100号議案及び報告事項新西市民病院整備基本計画の変更について、一括して御質疑はございませんか。

○委員（高橋としえ） 西市民病院の再整備についてお伺いいたします。

この基本計画の変更は応札が見込めないということと、あと強固な止水工事が必要だということとで致し方ないということは認識しております。

事業費が当初想定約2倍高騰を踏まえ、事業全体の精査を進め、事業費については83億円を削減したということは、大変評価をしているところでございます。

一方で、周辺医療機関と重複する機能を改めて精査をした結果、眼科については新病院開院後は診察は行わず、他の医療機関との連携により対応するという見直しを行うとのことですが、近隣に眼科診療ができる医療機関が複数あり、周辺病院で同レベルの医療が提供することができるとのことですが、今後周辺病院との連携についてはどのように行っていくのか。また、周辺地域の市民の皆様は現在通院をなさっている方も含めて、市民の皆様は御理解いただけるような、きちんとした説明をしていくべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○三川健康局副局長 まず、西市民病院があります市街地西部地域における眼科診療の状況でございますけれども、眼科診療——あの地域での眼科診療を行っている、周辺５病院ございますが、その今の全体の外来患者数といいますのが、令和元年度と５年度を比較いたしますと、１日当たり30名程度減少しているような状況でございます。

これに對しまして、西市民病院の患者数が１日当たり10名程度ということで周辺病院で対応は可能だというふうに考えているところでございます。

さらに、今後の眼科疾患において、人口動態等から推計いたしますと2040年に向けて外来患者数は減少と——２～３％でございますが——することから、周辺の医療機関で十分に対応可能で

あるということで地域で完結できる見込みというふうに判断してございます。

なお、今回の見直しに当たりまして、その周辺の病院に対しまして事前の情報提供を行っているところでございます。その際、各病院における眼科診療の状況を確認する中で、協力的な御意見をいただいたところでございます。

また、新しい病院のほうでは、眼科の診療を行わない一方で、例えば、糖尿病網膜症など、他の診療科の疾患で、入院中の患者が眼科疾患を併発した場合に診療が必要となるケースが想定されるため、ほかの医療機関との連携が——対応が必要となります。今後開院に向けて、先ほど局長のほうからお話もありましたけど、西市民病院において対応を行うのか、それからほかの病院で対応するかについて、今後調整を行ってまいりたいと。具体的な個々のケース、細かいことを想定しながら、周辺医療機関と調整を行っていききたいというふうに考えてございます。

それからもう1つ、現在通院されている方への対応ということで、委員御指摘のとおり、現在通院されている患者さんをはじめ、市民の皆様にと丁寧に御説明のほうを行っていくことというのが非常に重要であるというふうに考えております。現病院で眼科に通院している患者につきましては、新病院の開院時まで、患者さんのお住まいであったり、希望を丁寧に聞きながら、周辺の病院や診療所を紹介していくこととしておりまして、現病院に通院されてる方が安心して受診を継続できるように努めていきたいというふうに思っております。そのほか、市民への説明にしましては、この後この基本計画、市民意見募集しますけども、それ以外に、開院時期が延期になること、それから眼科の診療体制の見直しにつきましては、まず院内の掲示、それから広報紙などでお知らせしていきたいというふうに考えております。

さらに、今後事業を進めていく中で、長田区を中心に、地元の皆様への説明会、それからホームページ、広報紙などの掲載を行いまして、市民の皆様にと丁寧に説明してまいりたいというふうに考えております。

○委員（高橋としえ） ありがとうございます。よく分かりましたけれども、1点ちょっと意外だったのは外来の数が少し減少気味だということが、高齢化に向かっているのにちょっと意外だったということでございますけれども、丁寧な説明を続けるということで、市民に分かりやすい広報と、病院の紹介ですね、先生方からの患者さんへの説明も丁寧にしていきたいことを要望して終わります。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（森本 真） 昨日も本会議で質問させていただきましたけれども、いろいろと考えて、早く西市民病院を造ってほしいという思いなんです。それは、これまで聞いてた、いわゆるもう古いですよ、配管ぼろぼろですよ、非常事態に対応できませんよみたいなことを言われて、いやもうそなん、2年、3年待てるのかということと、物価高騰等で建設費は一体どうなるんだろうという心配からです。

それで、1つは2年待たないといけない理由、ちょっと本会議で答弁なかったんですけども、なぜ2年待たないといけないのかという、ちょっとお答えをお願いします。

○三川健康局副局長 公告のほうを2年待つということですけども、まず今の県下の、新しく病院の建設なり改修していくに当たって、そういった病院建設事業が軒並み、全てと言っていいと思うんですけど、全て入札不調なり、開院時期の延期というような状況になっている状況がありました。昨日の本会議でも副市長のほうから申し上げましたけれども、やっぱり6年度中に西市民

病院のほうも、工事入札の公告を行う予定やったんですけども、その行う前にそういったような状況を踏まえまして、今の市況をより正確に把握しようということで、今後の入札公告の参考とするために、工事事業者に対して幅広く市場調査を実施した結果、予定していた令和6年度の公告では、応札事業者が見込めず、公告時期を延期せざるを得ないこととなったということで、6年度は無理で、7年度も1者しか出てこなかった。やっぱり複数出てくる——2年になれば、2年後延ばせば、複数事業者が出てくるということで、そういう複数応札による価格競争ということも考えまして、2年延期というふうに考えております。

○委員（森本 真） そしたら、取りあえず1者はできますよと言ったと。言ったと言うけど何にもしてないですからね。事前調査というか、事前打合せみたいな話でしょ。だから、それはやっぱりやってみないと分からない。1者出てくるんだったら、もう1者出てくるかもしれないし、8者——7者か、7者だけかなということもあります。全国的にもそういう状況になってるのは知ってるんですけども、もうやっぱり早く造ったほうがいいかなというふうに思ってます。

それで、ちょっと見直しの件について、先ほど眼科の話ありました。今、西市民病院の眼科は非常勤6人でオペをやってないということで今回切り捨てよかみたいな感じですよ。それで中央市民病院も今眼科やってなくて、隣にアイセンターを造ったので、眼科はそっちですよというふうになってるんですけど、中央市民病院は眼科の標榜はしてませんか。

○花田健康局長 してます。というのは、アイセンターに眼科を移したんですけど、アイセンターでできひんことがあるんですね。2つあります。1つは、救急医療。救急で眼科そのものの救急というのはなかなかないかも分からないんですけど、例えば交通事故で目もやられた、体ぼろぼろっていうときに、アイセンターでは診れないんですね、救急対応はできないので。

なので、中央市民病院で、結局はドクターはアイセンターのドクターが兼務してます。で、ローテーションで回してる。もう1つは、先ほど西でもあるんですけども、他科疾患です。です。で中央市民病院にもともと入院されてて、例えば糖尿病で眼科の疾患を併発してるとか、入院中に目が悪く、全然関係なくて目が悪くなった方は、やっぱり眼科で診ないいけないので、そうするか、それを眼科で診れなかったら、退院させて、よその病院に移さなあかんのです。です。で、中央には眼科は標榜を残してます。先ほど読み上げのとき、ちょっと分かりにくかったかも分からないんですけど、西市民病院は眼科を廃止するとは今言っていないんですね。眼科の診療を新病院開設後はやらないことにしますが、合併症についてはどうするのか、西でやるのか、ほかの病院でやるのか検討します。西でやるのであれば、眼科という標榜は残ります。外来はないんですけど。眼科は一応あることになるので。でも、一般の人からするとやめたと一緒になんですけど。

全くそうじゃなくて、他の診療科で眼科を併発した患者さんももう西市民病院では診ないということになれば、標榜自体もなくして、そういう場合は転院してもらうことになります。

ちょっと話長なりますけど、もともとは他科疾患、他の診療科の疾患は残そうと思ってたんですけど、今ちょっと医局とかと話をしてて、もう中身の話になるんですけど、それだけ他科疾患だけのためにドクターを非常勤といえども配置するのは、正直言ってちょっと難しいん違うかと。中央でできてるのはアイセンターの横やからです。だから、今ちょっと現実的な話とで、ひょっとしたら、ですから、検討を進めたら、本当にあの標榜自体はなくなるかも分からないですし、うまくいって非常勤でも来てもらえるのであれば、なるべくなら他科疾患の部分を残しておきたいんです。でないと、転院してもらわなあかんようになるので。すみません、説明が長くなりました。

たけど、そういうことです。

- 委員（森本 真） だから、診療、標榜科目を残して、眼科医を置けばいい話なんでしょう。いろんな疾患ありますやん、合併症、糖尿病とかの白内障とか。そういうのをやっぱり診る眼科医のドクターがおると、全くいないのとでは、それこそ転院してもらわなあかん話が出るようですから、ちゃんとやっぱり標榜科目として置いていただきたいと。パブコメ取るそうですけれども。片や、後でする新三田市民病院は標榜科目をすごく増やすわけでしょう、何かすごい病院ができるなど。反対に西市民病院は、診療科目を少なくするんかというふうに思われるのも、いかなんかなというふうに思ってますので、ちょっと御検討いただきたいなというふうに思います。

だから今でも、何て言うかな、手術をしてないので近隣の病院に患者さん回してるわけでしょう。慢性的ながん疾患については診ているということなので、残していただきたいなというふうに思います。

それから、いろいろと事業費の見直しをされてるんですけども、見直しの1番はちょっと承服しかねると、せっかく100平米で西神戸と並ぶというか、中央市民病院と並べてほしいんです。だから100で残していただくことと、あとね職員スペース、喫茶店の見直しは、周りに喫茶店結構あるから結構ですが、職員の休憩スペースをちょっと間引くのは、今、それこそ働き方改革もやってますけども、どうかなというふうに思うんです。

それで、3番目の受変電整備なんですけども——も含むと書いてあるんだけど、これ、何で16億円も削減効果があるのか、ちょっと分からなかったんで、教えていただきたいと思います。

- 三川健康局副局長 受変電設備を含む建物設備ということで、建物の大きさによって、関西電力と契約するときに、特別高压電力というのが、当初描いてた絵だと、特別高压電力で契約しないといけなかった部分が、若干面積が小さくなった関係で、普通の高压電力に見直しができるというようなところでの、その設備の見直しという、これがメインになります16億の。

- 委員（森本 真） 380掛ける5平米を減らしたら16億円浮いてくるっていう話なんですか。

- 三川健康局副局長 そうです。だから、その際際でそういうことになります。

- 委員（森本 真） 分かりました。

それと1つ心配してるのはね、僕が聞いた話は、西市民病院の電子カルテをはじめ、これからDXでいろいろつながって、いろいろやるんでしょうけども、そういう更新の時期を目途にして、いわゆる整備計画も組まれましたよと。それが遅れたらちょっと、何て言うかな、二度手間っていうか、この経費の中にはあまり現れてないんですけど、結構費用がかかるんじゃないかというふうに思うんですけど、その点いかがですか。

- 三川健康局副局長 一番大きいのが、この移転時期に更新しようと思ってたのが電子カルテなんですね。その電子カルテを新病院に移ってから電子カルテの更新をしようということで、経費の中には含んでおったわけです。この工事費の中に含んで——事業費の中に含んでおったわけですけど、延期はなったものの、やっぱり電子カルテは更新は迎えますから、電子カルテは今の病院で更新をして、移設費用がそこありますけども、そこで発生しますけども、こっちで更新するということで、電子カルテを更新する部分については、時期については、そこは新病院が遅れようが、遅れまいが、同じ時期を予定しております。

- 委員（森本 真） 分かりました。

あと、事業計画なんですけど、ちっちゃく造って、言うたら、通常でいったら、2年から黒字

になりますよという収支、事業費が倍かかるから、赤字が若干続きますよというふうなことになるんですけども、これを見ると、医療収入の部類が結構単価が高くなってるんですね。それは何かというか、どういう計算をしているのかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○桑村地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部企画財務課長 もともと基本計画を作成させていただいた段階では、医療機能として西神戸医療センター並みの医療機能を目指すということで、その単価を採用し、計画を立てていただきました。

その後、西神戸医療センターにおきましても診療報酬改定等の取組等もございまして現在単価が上がってきてございますので、その直近の西神戸の単価を採用し、また今後の医療収入の伸びを勘案してこの単価と設定をさせていただいてございます。

○委員（森本 真） じゃあ、従前のやつは古いって言ってたらおかしいですけど、積算だったということだっていう、分かりました。

じゃあ本当に、何て言うかな、応札が来年、1人は——1者が手を挙げたいというふうに言ってるんだったら、全国中いろいろあると思うんですよ。JV組んでやったり、いろいろやると思うので、やっぱり早く、一日でも早く造っていただきたいというふうに思うんですけど、ちょっと御見解を。

○花田健康局長 先ほど、もう1度見直しをして83億円削減したって申し上げたんですけど、7年度に、先生言われるように1者でもいいじゃないか、たくさん出てくるかも分からないんじゃないかってやったら、できないんです。あの設計とか全部やり直さないといけないので、83億円を元に戻して高い金額でいかなあかんのです。

です、1者しかない、複数でないと望ましくないということと、83億円はやっぱり見直した後で、競争入札にかけたり、この2つで2年遅らせているというのが全体の理由です。

○委員（森本 真） あまり理解できへんのやけど、元の計画どおりやとったら、もうすぐできてた話というふうに思います。

最後に、今後の想定が分からないんですけど、米は1.9倍になりました。病院の事業費は2倍に——建設費は2倍になりました、今ですよ。2年後、3年後とかに、本当に低くなる、手を挙げる業者はいるかもしれないけど、事業費はさらなる負担が増えるんじゃないかと思ってるんですけど、そういう点はどうなんですか。

○花田健康局長 正直分からないですね。これも個人的な感覚になるんですけど、私、中央市民病院にいたときに、これほどじゃなかったですけど、ちょうど増築をする計画を立てていて、一番最初に増築をするって、私が着任する1年前に計画立てていて、私着任して、もう1度精査したら、1.7倍になってたんです。

当時、北院長が何やこれはって言われたんですけど、あれは何の影響だったか忘れちゃったけど。ずっと思うんですけど、下がったって聞いたことないんですね。ずっと上がったって言うんですけど、上がって、建築単価がそうしたら下がったって——別にゼネコンさんの悪口言うとうわけじゃないんですけど、絶対上がったままで、皆さんが許容して、さらにまた何かイベントがあったら、さらに上がっていくので。ですので、ある程度緩やかな伸びになるのか、先生懸念しておられるように上がるのか、ちょっと、どちらとも今は、すみません、お答えが難しいんですけど、下がるのは難しいかなとは思ってます。

○委員（森本 真） この件は終わりますけど、もう早く造ったほうが、今得だと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項神戸徳洲会病院医療安全管理体制の改善状況に関する「病床機能検討部会」（第3回目）での意見聴取について、御質疑はございませんか。

○委員（岡田ゆうじ） 1点だけ。4ページの住民説明会のことで、私も何名かの方にこの感想を聞きまして、非常に地域では話題になっているんです。結構大勢の方が参加されて。ただ、2点あって、1点目は、割と病院に近くの人——住んでたりとか、割と関心持ってる人のところにも過去3回の案内が届いてないと。私も舞子坂に自分の家と事務所と2つあるんですけど、私んところにも来てなかったし、一方で、西舞子とかそっちの方で参加された方もいるんですね。だから、ちょっとどういう感じで周知をされたのか。どういう地域設定でされたのか。本当に、例えば千鳥が丘とか仲田とか、星陵台とかで、本当にあの近くの人たちに行ってなくて、西舞子とかには行ってるというのは、どういう配り方をしているんだろうというのが1点と、どういう周知の仕方をしてるんだろうというのが1点と、もう1点は、実際参加された方の話を聞くと、例えば今回人がいなくて、いろいろ事件も起こったわけですけど、やっぱり入院した経験のある方なんかは、いやいや、やっぱりいつも看護師さんがしんどそうにしていると、忙しそうにしていると、顔色も悪いと。だから、ちょっと病院としても、それはちゃんと考えなあかんのじゃないのみたいな意見を言うと、いやいや、それはもう職員のローテーションのことはもううちの経営の話だから、そんなことまで言われたら困りますわみたいな、そんな感じ、返答だったって言うんですね。確かにそうだし、地域の人に何や、夜勤のことをどうせえって言われても、それは病院として、それはすぐに変えられないから、おっしゃるとおりなんだけど、不祥事があって、ちょっとでも地域の皆さんに受け入れられたいと思って住民説明会やってるのに、何か全体のトーンとしてそういう感じだったって言うんです。

恐らくは、やっぱり病院の人たちがやってるから、そういう医療的に考えたらそうだからもうしょうがないじゃないですかみたいな、どうしようもないじゃないですかみたいな、そんな感じの雰囲気だったと言うんです。

恐らく、この開催自体に市は基本的にはかかわらない、徳洲会病院がやってることですから、基本的にはかかわらないというスタンスでいるんだろうとは思いますが、ちょっと、せっかくこの地域の中で徳洲会病院、また信頼を獲得して、地域に必要な医療を確保するというためにやってますので、ちょっと市としても、全く関与しない、関知しないというんじゃないくてどういう感じで周知してるのかとか、ちゃんと、徳洲会もほっておくと、最初の事件が——この不祥事が起こったばっかりのときに、いや、そもそも根本的原因が分からないみたいなことを言って、炎上したこともありますから、結構そういうことが起こり得るので、ちょっと、その説明会に対しての、市民に対するアプローチの仕方とか、そういうものをもうちょっと市として伝えていくべきなんじゃないかなと思うんですが、その辺の御見解をお伺いしたいと思います。

○楠健康局保健所長 病院説明会のチラシの配布ですけれども、病院のほうに確認しますと、病院の自主的な取組で行われており、チラシの配布数は昨年11月、12月におのおの2万枚、今年の1月には7万枚と増加しており、合計11万枚ほど配布しております。

また、説明会での病院側の態度のほうが悪かったということですが、住民説明会につきましては、医療安全体制に関する改善事項ではなく、病院が自主的に取り組んでいるものでもあるため、保健所から指導や助言することは考えておりませんが、ただ、説明会の状況につきまし

ては、病床機能検討部会でも報告されており、今後も進捗状況については確認していく必要があると考えております。

そのため、今後説明会に——保健所が指導等を行うものではないため、説明会に参加することは考えておりませんが、そのような住民の声があったことに関しましては、病院に強く申し伝えさせていただきたいと考えております。

○委員（岡田ゆうじ） 多分、そんな悪気はないんだろうと思うんですけど、どなたが対応されたのか分からないんですけど、病院の先生なんかはぱっと対応するとそうなるので、よく神戸市なんかでも、こういう住民集会なんかはコンサルなんかを雇ったりしますよね。私はそのこと自体あんまりよくないことだと、コンサルなんか雇うなど言ってるんですけど、殊今回に限ってはですね、やっぱり市民からしたら唯一の情報源ですので、僕らはこうやって委員会で、この何々検討会があったとか、何々審査会があって、何月までにどうだっていうのは詳しく聞いてますけど、市民からしたら、何の情報もないままに、ニュースで徳洲会が何が悪いって言ったみたいなことだけ聞いてますので、唯一の情報源ですので、やっぱり住民説明会が命というか、今後地域の皆さんが、徳洲会っていうのは安心だから一応通える病院なんだと判断できる唯一の材料ですから、ちょっとおっしゃるとおり、徳洲会が自律的にやんなくちゃいけない問題ではあるんですけど、ちょっと市民の反応として、こういうものがあるから、せっかくやってるんだったら、この地域のためになるようなスタイルを心がけてほしいということちょっと助言をいただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（森本 真） 私は住民説明会の資料を頂きました。最初に書いてあるのが、手術室内の状況の開示ということで、動画などで患者や家族に提供できるかと。カテーテル手術の際に起きた事故等もありますが、カメラ付いてないって書いてあるので、カメラ付けますっていう話なんですけど、市民病院機構の各病院のオペ室っていうのは、カメラ付いてるんでしょうか。

○桑村地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部企画財務課長 各病院によって状況は異なるかもしれませんが、手術等について、例えば録画をして公開するようなケースもございますので、そういった意味でのカメラは付いておったかと思えます。

○委員（森本 真） ちょっと僕、ドクターXの見過ぎかもしれませんが、オペ室で上から見ている偉い人と、院長室からモニターで見てる画面と、医局から見てるのが出てくるわけです。いろいろ調べてみると、やっぱり、医療事故の問題で、オペ最中の問題が結構多くて、あと病室での転倒とか、そんなんあるんだけど、何て言うかな、標準的な設備を今回徳洲会は付けると言ってるので、もし市民病院機構で付いてなければ——付いてると思うんですけど、ちょっと点検していただいて、きっちり付けていただきたいし、医療事故で訴訟になった場合の病院側の資料にも十分ありますので、そういうことをやっていただきたいのと、西市民病院でも、中央市民病院でもそうなんですけど、結構DXというか、いろんな画像処理も、結局、電カルにみんな行っちゃうでしょう、今のところ。そういうのもありますので、やっていただきたいなと思います。それだけ。

それと、もう1つは安全性確保というのと、僕は前から言ってますけど、提出した計画の医師体制に本当になるのかと、今から。これ8月までの計画ですよ、今年の。違うのかな。ちょっと確認で。8月までにこんな医療体制にしますということなんだと思いますけど、どうでしょう。

○梅永健康局部長 医師の体制につきましては、徳洲会のほうから、今309床全部の病床が稼働できていないので、その分、ドクターも少ない状況という中で、やっぱり309床しっかりと稼働していくに当たって、どれだけの医師数が必要かという増員計画というものをこの改善の審議の中で出していただいております、その段階で今年の8月までというのは、改善ができてくるかどうかの期限ということでございまして、309床全体を使って安全に稼働していくための医師数の最終的に今どれだけかということについては2028年までに、きちっと医師を増員していくという今計画になっておりますので、当然その8月までには、そのここまでの稼働をさせる、それに向けて安全な医師を確保していくという段階的な計画になっておりますので、全てがこの8月末までということではありません。

○委員（森本 真） それで、説明会で、駅前の新病院の開設時期はいつかということなんですけど、回答として神戸市保健所指導が2025年8月末まで続き、それ以降の建設計画再開を予定すると。新病院には全診療科がそろえるのかという回答に対して、小児科、周産期を重点としつつ、必要科目の集約を進める計画を説明したと、簡単に書いてあるんですけど、新しい病院についての判断は今年の8月なんですか。

○花田健康局長 まず、今この事件を起こして、改善措置を病院としてきちっと、改善命令に対する改善措置を全部施すのが、去年の8月末。ただ、市内の医療関係者から、そこで施したから十分じゃないでしょうっていう意見が多かったんで、本当にそれがちゃんと継続するかどうかは少なくとも一定期間見ないけないという意見が非常に強かったんで、取りあえず、そしたら1年見ましようかということが、今度の8月末なんですね。ですので、本来で言うと、改善命令打った義務からはもう終わってるんですけど、我々はまだ放さないよという、言ったら、どう言いますか、本当に行政指導の中でやってるみたいな形なんですけど、それは再整備計画と直接は関係ないです。再整備計画のもっと前段階です。今の病院の安全性なので。

8月末に判断したとして、そこから、そしたら再整備の元の話に戻ってもいいですよというのを9月に言うのか、10月に言うのか、そのときに相手と話しながらなんですけど。そこから手続に入っていきますので、事前申請を行ったりとか。もともとの病床機能検討部会というのは、こういう新しい病院を造ったりとか、再編・統合したりとか、増設したりとかするのを検討する場所なんです。だから、本来の機能として、最終的には病床機能検討部会に移転・増設をしていいですかというのをもう1回かけるということになるんですけど、取りあえず8月末は、今の、この問題を起こしたことの安全体制が整って、我々としても、保健所として大丈夫かどうかを見ると。だから、再整備はそこからです。同日じゃないです。

○委員（森本 真） 分かりました。多分、徳洲会は新しい病院に、ほぼほぼ全ての病床を移転するというふうに思うんですね。そういう観点からいっても、2028年、あと3年ぐらいで、本当にあれだけの医師が——徳洲会という大きな法人ですけど——集まって新しい病院を目途にしてると思うんですね、中身的に言えば。で、ちゃんとできるのかなということを心配してますし、まずは病院が安全じゃなかったら、それは大きな問題ですので、それをちゃんと見極めていただいて、神戸市の医療全体が、産科や小児科が大変厳しい状況でもありますので、全体を見渡して御検討していただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也） 次に、報告事項済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編統合による新病院の基本計画の公表について御質疑はございませんか。

○委員（五島大亮） 2点。以前から、神戸市側からすると済生会病院が移転した場合に、周辺の方のアクセスが心配だということで、シャトルバスなり何なり検討していただきたいというふうに要望させていただいておりましたところ、今回の報告事項の中にも、シャトルバス等を検討というふうにお書きはいただいているので、前に進んでいるのかなというふうには考えておりますけれども、具体的な検討状況等、今お話しできる範囲で教えていただければと思ってます。

○花田健康局長 新病院のアクセスについては、これまでも申し上げてきたんですけれども、病院利用者にとって望ましい形をきちっと整えていきたいというのは大前提です。それで、今の検討状況を申し上げますと、今から申し上げる3点を踏まえて検討を進めてます。

1点目は、この再編統合を決めた有識者会議の検討委員会の中での報告書の中で、現病院の患者の利便性に変化が生じるので、送迎バスなどの検討が必要であるということを検討委員会の中でも言われてます。それが1点目。

2点目は、現在済生会兵庫県病院が駅までシャトルバスを病院として出してるんですね、無料シャトルバスを。結構利用されてまして1日に170名が御利用されてるという、そういう状況がまずあるということ。あんだけ近い距離なのに。岡場からというたら、別に歩いて行けない距離じゃないんですけど、シャトルバスが出てるという状況があるということ。

それと、3点目が北神地域全体におけるこの現病院が位置する周辺——岡場駅周辺ですけど——に人口が非常に集中しているということ。見てみますと全体の75%ぐらいがここに集中しているという状況があるという、この3点を踏まえまして、新病院へのアクセスとしてのシャトルバスの運行について、済生会兵庫県病院と検討を今しているところでございます。

繰り返しになるんですけど、現病院を利用されてる方の利便性を十分に踏まえて、よく検討して、今結論申し上げられないんですけど、十分に踏まえて、よく検討した上で、4月に住民説明会を、もともとこの基本計画の住民説明会を予定しているので、そこで結果を、どこまで具体的に入れるかは別ですけど、お伝えできればなということを目指して今検討を進めているところでございます。

○委員（五島大亮） ありがとうございます。まあまあ、原理原則それでいいと思っておりますので、期待をしますからよろしくお願いします。多分あれ、看護師さんとかも乗られてるのかなと勝手に推測してるんですけども、やっぱり通う人と働く人、両者がいい環境でいれるように、よろしくお願いしますと思います。

2点目なんですけれども、この小児救急についても、こちらに対しては要望させていただいてまして、北神、三田、西宮北部もそうだと思うんですけども、ここから夜間であるとか、土曜、日曜であるとかに、子供が急に熱が出た場合とかには、HAT神戸にまで走っていた現実があったんですね。神戸市内だからとはいえ、まあまあ、かなり遠いわけなので、この休日急病センターみたいなものを新病院ではつくってくれないかという話をさせていただいてたところ、去年もお伺いしましたけれども、この済生会さんの中に既にお願ベースでやっていただいて、神戸市が補助する形で、木曜日でしたか、要は地域の小児科が開いていない時間帯の診療をしていただいている状況だというふうに聞いてまして、それで、プラス、最近お聞きしますと、金曜の夜中であるとか、土・日の午前も自主的に済生会さんが開けてくださっているということで、これには地域も非常に喜んでおります。この体制を新病院に行っても維持していただきたいという

のが1つと、あとは、せっかく三田と、この済生会と一緒にありますので、この北神と三田の地域の子供たちのためになるんだということを示していただくためにも、この小児救急センターがありますよという目に見える形でのサービスの提供というのをやっていただきたいと考えているんですけども、このあたりの進展というか、検討状況を教えていただきたいと思います。

○花田健康局長 御指摘いただきました北部の小児初期急病センターですけれども、神戸市がこのセンターの運営の収支で、赤字部分ですね、収支が取れない部分を補填するということをお約束させていただいた上で、これ医師会がやってる急病センターがあります。大倉山とか、西部とか東部に。あれと同じ方式やということです。主体は、その医療機関が運営して、どうしても赤字が出た場合については、神戸市からその分だけ補助しますと。だから、黒字やったら補助しませんと。診療報酬が主ですということです。その方式を使うことによって、多くの医療機関が診療時間外となっている曜日・時間帯に小児救急の——北区の小児救急の充実をするということで、済生会兵庫県病院内——実施主体も済生会兵庫県病院なんですけど——が今年の4月から開始をさせていただいてます。

具体的に、センターとしてやってる時間帯は、木曜日の19時から21時と、あと休日——休日というのは、日曜日と祝日と年末年始です——の午前ですね、9時から12時に診療を行っているということです。ですので、ふだんは済生会病院としての小児科をやってて、この時間帯のときは、もともとやってない時間帯なんで、そのときだけセンターに変わってるみたいな、2枚看板みたいな形になっているということになります。

実際の利用が今年から始まりましたので、今年の4月から——今年じゃない、去年の4月から12月までで1日平均で7.1人の患者さんが受診しているんで、まあまあ来られてるのかなということです。

あと、まだそのセンターで対応できてないような、普通の診療所が開いてない時間帯というのがあるんですね。ですので、土曜日と日曜日の午後になります。そこについては、済生会とも話をしてるんですが、お金の話じゃなくて、やっぱり小児科のドクターがなかなか少ないので、小児科のドクターがなかなか確保できないという問題で、現時点ではここまで広げるのは難しいので、今の時間帯しかちょっと難しいんですという話です。

それと、先ほど先生から御指摘ありました、センターではないんですけども、済生会の小児科として自主的な診療として、今までやってない時間帯を——これは診療報酬ですけど、その中で広げたのが月曜日から木曜日の17時から19時と土曜日の9時から12時。それと救急の輪番で当てるようにしたのが金曜日の夜間、さっき先生おっしゃった夜間のことになります。これ救急なんですけど、こっちは。ということなんで、逆に言うと、ここはセンター扱いできないんですね。というのは、何でかと言うと、普通の診療所が開いてる時間帯なんで、ここに不採算やいうて補助金打ってたら、ほかの医療機関みんな怒ってくるので。ですので、ここは大義名分が立たないので、これはやるのだったら、御自身でやってくださいと、こういう位置づけになってます。

新病院造ってからの対応なんですけれども、統合後も継続する意向であるというふうにお聞きしています。ただ、実際統合して、どのように運営していくのかというときに、今三田市は、三田市の休日応急診療センターというのを、三田市の医師会の協力の下に運営しているのがあるんですけど、これと何か調整をしてするのか、それとも三田市は、三田市民病院の中なんですけど、三田市は全然関係なしに、今の神戸と済生会だけのタッグでいくのか3者にするのかって、この

調整がちょっと残っているので、そのことの調整も進めながら考えていきたいというふうに言われていますので、神戸市としても必要な調整を行って、新病院でも運営していけるように調整していきたいと考えてます。

○委員（五島大亮） ありがとうございます。今、三田市の場所でやってる向こうの医師会さんのやつがこっちに越えてくるかどうかというのは、市境をまたぐかまたがないかの、何かいろんな意見があると思いますので、そこもぜひうまく調整していただいて、地域の子供が安心して暮らせるようにお願いしたいと思います。

あとは、全般的にはこの計画については、何ていうんですか、ICUの新たな設置であるとか、心臓血管外科ですか、まさに急性期に、よそまで行かなくていい地域完結型でしたっけ、それを目指していただいているということで、これは地域の方々も安心して見てるだろうなと思っておりますので、ぜひ力強く、この方向で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（高瀬勝也） 他にございませんか。

○委員（森本 真） ちょっと細かいことになりますけども、基本計画のうち、整備費ですね、用地取得費は載ってないんですけども、どれぐらいになるのかということと、神戸市の支払いの仕方が書いてありますよね、病院事業債の元利償還金に対して三田市に措置される普通交付税相当額を控除した金額を三田市へ支援という、これちょっと意味がよく分からないこともあるんですけど、どれぐらいになるのかということをお聞きします。

○梅永健康局部長 今、2点あったかと思います。1つは用地取得費でございますけれども、こちら、これから用地の今後ですけれども、用地買収等いろいろ交渉等に入っていくということでございますので、用地費自体は今金額を表に、三田市さんのほうも公表されていないということで、こちらについては少し金額のほうは、今の状態では御回答しかねるという状況でございます。

整備費の、今先生おっしゃられた神戸市の負担の仕方のところでございますけれども、まず整備費に関しましては、この概要の資料の2ページのところに書いてございますけれども、三田市のほうで起債をすることになります。その前に、済生会との分担、また県からの補助金等が入りますので、三田市のほうで残り起債をしていくということになりますけれども、交付税措置というものがございますので、実際に三田市さんの市税としての負担が出てくるというのが、約200億、ここで資料上198億となつてございます。この約200億が三田市さんが税金で払う実質的な負担額ということになります。

こちらにつきまして、我々は救急医療であるとか、周産期医療、ここに係る病床全体425床の中の、そういったところに係る病床分を対象としまして、神戸市民が入院した割合、そういったところから計算をすると、今回資料のほうにお示しをさせていただいている整備費、神戸市の負担が約10億円という形になってございます。

○委員（森本 真） それは用地取得費も含めて10億円、違うの。

○梅永健康局部長 今申し上げましたのは、あくまで整備費、ここで言うところの521億と、利息の140億、それに対しての神戸市の負担が、今言った約10億ということでございます。用地費につきましては全体が公表されていないのと併せて、今まだ、我々のほうで何ぼというのはこの中には入ってございません。

○委員（森本 真） ということは、何ぼか払うということでもいいんですね。そしたら、その8番の収支シミュレーションは、これ土地代入ってない計算なんですかね。

○梅永健康局部長 こちらの収支のシミュレーションにつきましては、病院の収支のシミュレーシ

ョンということでございますので、運営の主体になります、指定管理ということで済生会兵庫県病院が行いますけれども、その済生会兵庫県病院の運営のシミュレーションということになりますので、用地費とかそのあたりについては、この中には入ってございません。済生会が負担するものはありませんので。

○委員（森本 真） ちょっと難しいですが。それと、部門別で周産期大事で、神戸市もお金出してるわけですけど、想定分娩件数が年700件っていうふうに見込んでますけども、ちょっとよく分からない、現在済生会と三田と、どれぐらいの分娩数なんですかね。

○梅永健康局部長 申し訳ありません、ちょっと数字が手元にございませんで、申し訳ございません。

○委員（森本 真） 分かりました。ちょっと後ほど教えていただきたいと思います。

それから住民説明会なんですけども、4月ってということなんですけど、いつ頃かっていうのと、あと、この説明会は三田と済生会だけなのか、神戸市も参加するのかどうかお伺いします。

○梅永健康局部長 説明会、4月頃ということで、日付等、最終決まりましたら、また広く広報等をさせていただきたいというふうに思っております。

説明会自体につきましては、三田は三田市のほうで行います。こちらに上げております、今回の資料で載せておりますのは、我々と済生会が神戸市民と済生会の利用者に向けてというような位置づけでさせていただこうというふうに思っております。

○委員（森本 真） 三田市民病院やのに、三田は参加しないっていうこと。

○梅永健康局部長 三田市民がその場に来られる・来られないということではなくて、三田市は三田市の主催として別途三田市民向けの説明会を開いて、こちらはこちらで神戸市と済生会で、主体となって開くのが、今回ここにお示しさせていただいてる住民説明会ということでございます。

○委員（森本 真） 分かりました。いや、分かってないけど、三田市は済生会も参加するんでしょう。三田市の説明会。

○梅永健康局部長 三田市のほうの説明会に、済生会は当然参加をする予定だと思います。ですの、今回こちらのほう、神戸市と済生会が行う説明会にも、基本的には三田市さんには来てもらうつもりでありますけど、まだそのあたりの進め方であるとか、内容につきまして今後詰めていきますので、詰めた段階でまたお知らせできればなというふうに思っております。

○委員（森本 真） 分かりました。それで、想定する診療科目、これ見てすごいなというのが1つと、もう1つは病床数、足して削減するんですけど、これ神戸市が考えたんじゃないと思いますけど、その想定入院患者数382.8人、稼働率90%で割り出してるんですけど、この数字はどこから出てくるんですか。

○梅永健康局部長 こちらの数字につきましては、両病院のいわゆる入院患者数というのが当然ございます。将来的な人口推計と入院患者数の増減率、そういったものから、どれだけの病床数が必要なのか、あと病床の稼働率90%ということで、今基本計画上なっておりますが、そういった点から出してございます。それと併せまして、このたび特に機能を拡充するというので、がんの総合的な診療をやるということで、がんの部分と、これまでも北神と三田地域に機能として全くなかった心臓血管外科、そういったところで患者が増えるだろうという部分を踏まえて、425床という数字が出ておるところでございます。

○委員（森本 真） いや、もっといっぱい取ったほうが安心感があると思うんですよね、病床をね。もっといっぱい取ったほうが。別に減らしたら消費税からお金もらえるかもしれませんが、

別に減らさなくても、西市民病院は減らさなかったんだから、新築でもね——ということだと思います。

それで、12診療科増えるっていうのは、多分神戸大学の意向だというふうに思いますけども、診療科が増えるってことは医師は1人以上だから、12人以上増えますよね、計算上というか。というのと、これは診療科が増えるのは、市民の皆さんにとっては別に困ったことではないんですけども、400床しかない、特別な集中治療室は25で置いて、一般病床400床しかないのに、この診療科はこんなたくさんあって、入院しない科目もありますけど、これ何か割り振り大変じゃないかなというふうに考えちゃうんですね。だから、今までの1.5倍の違う患者さんが入ってくるってということになりますよね。そうなりませんか。

○梅永健康局部長　新しく診療科を設置するということで、当然新しい患者さんというのも入ってこられるかと思いますが、今ここに上げております12診療科、その中にも例えばですけれども、総合内科でありますとか、救急科、こういったところについては、標榜として新しいということにはなりますけれども、もともと全くなかった機能ではありませんので、これらの診療科全てでその入院患者が単純に増えていくという話にはならないです。ただ、今委員おっしゃられてっており、当然新しく機能拡充しますので、そのあたりの患者というのは当然増える、そのあたりは先ほど申し上げましたように、患者、入院患者の数であるとか、増減的なもの、そういったものを踏まえた上で、全体の入院患者数から病床数を出しておりますので、新しいものがあるから患者が増える、それが反映されていないということではないというふうに聞いております。

○委員（森本　真）　もう終わりますけど、これだけ標榜科目が増えるのであれば、西市民病院も50床ぐらい病床、減った分あるでしょう、2つ足して、三田と済生会足して425引いた分、西市民病院にもらって、これぐらい標榜科目のある病院にしたいなど。ちょっと願望で思ってますので御検討をお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（高瀬勝也）　他にございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也）　では、この際、健康局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（高瀬勝也）　他に御質疑がなければ、健康局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれましては、健康局が退出するまで、しばらくお待ち願います。

○委員長（高瀬勝也）　それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第32号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、本委員会所管分についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高瀬勝也）　それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第35号議案令和6年度神戸市国民健康保険事業費補正予算についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第38号議案令和6年度神戸市介護保険事業費補正予算についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第100号議案地方独立行政法人神戸市民病院機構第4期中期目標の一部の変更の件についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） それでは、原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（高瀬勝也） 挙手多数であります。本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第103号議案芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定の件についていかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（高瀬勝也） それでは、原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（高瀬勝也） 挙手多数であります。本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、請願第3号訪問介護の介護報酬引下げの撤回を要請する意見書提出を求める請願について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（吉田健吾） 請願第3号につきましては、自由民主党は不採択を主張いたします。

介護報酬制度の中での厳しい経営については理解しますし、介護職員の処遇改善についてはしていかなければなりません。しかし、その方法として従来の報酬体系に戻すということが、経営改善や処遇改善につながるものではないと考えます。

神戸市として人材確保、処遇改善、報酬改定などを重点項目として国家予算要望をしていますので、一旦戻すという意見書提出を求める本請願については不採択といたします。

○委員長（高瀬勝也） 日本維新の会さん。

○委員（原 直樹） 日本維新の会は不採択を主張します。

訪問介護事業については従来からの人手不足の問題だけでなく、近年の物価高騰や燃料費の上昇により、コストが増加しており、厳しい経営環境に置かれていることは認識しております。したがって、福祉人材について他産業との給与格差を是正するとともに、人材育成・定着の取組の強化をしていくことは我が会派としても重要であると考えております。

神戸市は国家予算要望において、これら取組強化の要望をしており、自治体へのさらなる財政支援を要望しているところです。よって、当局の説明を了として、本陳情は不採択といたします。

○委員長（高瀬勝也） 公明党さん。

○委員（岩佐けんや） 公明党は不採択を主張します。

現在、本市として人材確保や離職防止のため、報酬改定を国に要望しているところでもあります。

また、今後、国において開催される社会保障審議会介護給付費分科会で、介護報酬改定の効果について調査結果に基づいて議論される予定とも伺っていることから、国の動向を注視したいと考えています。

今後、ますます介護需要の増加が予測される中で、とりわけ当該業界にあっては、福祉人材の確保という観点からは、報酬アップについての議論は避けられないと考えておりますが、現時点で報酬改定の撤回を要請する意見書提出を行うことについては消極的であることから、不採択とします。

○委員長（高瀬勝也） 日本共産党さん。

○委員（森本 真） 共産党は採択を主張します。

陳述者も言ったように、本当に全国各地で、診療報酬、特に訪問介護の改定、下げたことによって、各地で訪問介護事業所がなくなっていく現状があります。全体的に介護関係等の費用が抑えられる中で、今やっぱり国のほうも、国会では全会派一致で状況を調査するという事になってるし、自治体から見直してくれっていうのは、もっともなことだということで賛成します。

○委員長（高瀬勝也） こうべ未来さん。

○副委員長（やのこうじ） 不採択といたします。

本市として国家予算要望もしておりますし、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、地域の特性や事業所規模等を踏まえた調査結果等を基に介護報酬改定の効果について、今後議論されることから、不採択といたします。

○委員長（高瀬勝也） つなぐさん。

○委員（香川真二） つなぐ会派は、不採択を主張します。

ここに、要旨に書いてありますような課題に関しましては賛同致すんですが、この課題を解決する手段として意見書を出すことが課題解決につながらないと思っておりますので、不採択とします。

○委員長（高瀬勝也） 新しい自民党さん。

○委員（岡田ゆうじ） 何百件も現地の聞き取り調査をされたりとか、大変胸を打つ訴えではあったと思うんですが、介護の大変厳しい現状は、我々皆認識もしていますし、問題意識は非常に共有するところなんですけど、介護報酬っていうのは本当に3年なら3年かけて、本当はかなり綿密に、それも大勢の人の意見を聞いて、それでも結論出たら、自民党以下、与党の議員から含めても、それはひどい結果だとか、とんでもないとか言うんですけど、でもやっぱり、それなりに今出せる最善の結論を何とか頑張って出してやってるのが、介護報酬の定期改定ですので、もし訪問介護の状況が本当に厳しいということであればですね、次期改定に向けて、さらに引上げを求めていくということが正しい姿であって、一旦出された介護報酬の撤回というのは、あまりにも現実的ではないと思いますので、不採択を主張します。

○委員長（高瀬勝也） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（高瀬勝也） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第111号危機的状況にある訪問介護事業所への財政的支援等を行うことを求める陳

情について各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（吉田健吾） 自由民主党は審査打切を主張いたします。陳情項目については法律で担保されている部分もあつたりしますし、市や国においては既に取り組まれています、引き続き対応していく必要性もあることから、審査打切といたします。

○委員長（高瀬勝也） 日本維新の会さん。

○委員（原 直樹） 日本維新の会は不採択を主張します。

訪問介護事業については、従来からの人手不足の問題だけでなく、近年の物価高騰や燃料費の上昇によりコストが増加しており、厳しい経営環境に置かれていることは認識しております。

当局の説明のとおり、事業者数については3か月ごとにサービス種別ごとの事業所数と廃止事業所の一覧を公表しており、提出書類についても、国において提出書類の簡素化・標準化が進められており、さらに物価高騰については補正予算で介護事業所を支援していきたいとの当局の説明を了として、本陳情は不採択といたします。

○委員長（高瀬勝也） 公明党さん。

○委員（岩佐けんや） 公明党としましては、審査打切を主張します。

理由といたしまして、本市ではホームページで3か月ごとにサービス種別ごとの事業者数と廃止事業所の一覧を公表しており、また廃止する事業所に対しては介護保険法で義務づけられているとおり、事業所での適切なサービス提供が担保されるよう報告を求めています。

物価高対策における介護事業所などを支援するべく、国の交付金を活用して補正予算も上程しております。提出書類については、介護保険法施行規則で定められておりますが、国において提出書類の簡素化・標準化が進められ、本市も国の方針に沿って事業者の負担軽減に努めています。

ケアマネジャーだけで解決が困難な場合には、あんしんすこやかセンターが本市からの委託事業として支援を行い、必要な事案については区役所、関係機関と連携し、支援を行っていることから打切といたします。

○委員長（高瀬勝也） 日本共産党さん。

○委員（森本 真） 共産党は採択を主張します。

陳情者の方は、訪問介護事業所をたくさん回って、生の声を聞いて今回陳情を出されています。

事業所数については、3か月間、やめたところだけ載ってまして、開いたところは全体で、何て言うかな、いつから始まったかを検索しないと出てこないわけですが、やっぱり市民が状態が分かるような表にすべきだというふうに思います。

あとやっぱり、世田谷区が88億円という、いわゆる物価高騰や報酬引下げによって、介護事業所が大変だということで、神戸市としてそんなお金は出せないですけども、保育士さんの「6つのいいね」が、やっぱりコウベ d e カイゴと同じような中身になるためには、賃金アップや困り事を改善することが大事だというふうに思いますので、採択を主張します。

○委員長（高瀬勝也） こうべ未来さん。

○副委員長（やのこうじ） 打切を主張いたします。

訪問介護事業所の安定的な経営維持のために物価高騰対策として、本市として補正予算を上程しているところです。

また、コウベ d e カイゴプロジェクトでは、今後も引き続き介護現場の実情を基に、効果的な介護人材確保や育成・定着できるよう努めていく福祉局の回答からも陳情打切といたします。

○委員長（高瀬勝也） つなぐさん。

○委員（香川真二） つなぐ会派としては、採択を主張します。

いろいろ神戸市の状況で、神戸市の中でも都市部と、いろんな郊外とでは状況も違います。また、さらに、近年物価高騰やとか人件費の高騰とか、そういったこともあります。経営努力ではなかなかどうしようもないことっていうのも、事業所によってはあると思いますので、そういったところをしっかりと神戸市のほうで調査をしていただき、財政的支援が必要なところには、支援の検討をしていただきたいという思いから採択を主張いたします。

○委員長（高瀬勝也） 新しい自民党さん。

○委員（岡田ゆうじ） 内容的には非常に共感もできますし、大事なことがたくさん書いてあると思うんですが、この一番最後の、この訪問介護のみならず、介護全般における処遇困難については、公的な介護職員を配置し直接対応とすることなど、ちょっと介護制度の根本に関わるような御提案もあって、それらについてはちょっとさすがに今、簡単に、にわかに採択はできないかなと思います。したがって、一旦打切を主張したいと思います。

○委員長（高瀬勝也） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択、審査打切の3つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情について、採否を決することに賛成の方、念のために申し上げますと、採択または不採択の結論を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（高瀬勝也） 以上のように、本陳情の採否を決することに賛成の方と反対の方が同数となりました。

委員会条例第14条において、委員会の議事は可否同数の場合においては、委員長の決するところによると規定されております。

それでは、本陳情につきましては、採否を決しないことに決定いたします。

したがって、審査打切となりました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（高瀬勝也） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後3時29分閉会）